

厚岸町議会 第4回定例会

平成22年12月15日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまから平成22年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、大野議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 このたび議会運営委員会を開催いたしましたので、報告を申し上げます。
委員会の開催日は、平成22年12月13日であります。
協議内容について報告をいたします。
第4回定例会の議事運営についてであります。
 - (1) 報告について。
 - ①議会側より、ア、諸般報告、イ、例月出納検査報告、ウ、定期監査報告がそれぞれ行われます。
 - (2) 議会提出の議案についてであります。
 - ①発議案第3号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。審査方法は、本会議において審査をいたします。
 - ②発議案第4号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。審査方法は、本会議において審査をいたします。
 - ③発議案第5号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査方法は、本会議において審査をいたします。
 - ④各委員会所管事務調査報告書。総務常任委員会、産業建設常任委員会からそれぞれ報告書が提出されております。審査方法は、本会議において審査をいたします。
 - ⑤各委員会閉会中の継続調査申出書、3常任委員会及び議会運営委員会から申し出があります。審査方法は、本会議において審査をいたします。
 - (3) 町長提出の議案についてであります。
 - ①議案第79号から第87号、厚岸町平成22年度補正予算9件であります。審査方法は、平成22年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、それに付託し、会期中の審査とい

たします。

②議案第88号から第92号、一般議案5件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。

③議案第93号から第95号、条例3件であります。審査方法は、第93号から第95号のうち第93号と第95号は本会議において審査をし、第94号については、条例審査特別委員会を設置し、それに付託し、会期中の審査といたします。

(4) 一般質問は9人であります。

(5) 会期の決定についてであります。12月15日本日から17日までの3日間、休会日なしといたします。

以上であります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から17日までの3日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から17日までの3日間に決定しました。

なお、会期中の会議の予定は、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、了承願います。

次に、平成22年9月15日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、了承願います。

なお、釧路東部消防組合議会報告書が提出されております。関係資料は別途議員控室に備えておりますので、了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

また、教育長から、教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告書が10月18日付で提出されています。この点検評価報告書は、既に各議員の皆さんに配付されていますので、参考に供していただきたいと思っております。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。参考に供してください。

- 議長（南谷議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

監査委員から、別紙のとおり定期監査報告がなされております。参考に供してください。

- 議長（南谷議員） 日程第7、これより一般質問を行います。

質問は、厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順によって行います。

初めに、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに提出いたしました質問通告書によりご質問申し上げます。

質問事項は、T P P（環太平洋経済連携協定）についてであります。

先日、少なくとも私たち地方在住者にとっては、突然、日本がT P P交渉に入るとのニュースに接したわけでございます。現在、この地方、厚岸町では、地域が崩壊するのではないかというような恐ろしい話まで聞こえてまいります。

T P Pが発動した場合、原則、100%の関税撤廃になるとされまして、米国、豪州を含む複数国との交渉は、例外を求めることは大変に難しいというふうに報道されております。もし、この重要品目の例外措置が認められないというような形になりますと、いわゆる例外措置がないという形になりますと、北海道の農業生産額でも5,563億円のマイナスになる。漁業生産高でも500億円以上の損失が出る。それによる経済的損失は、農業関係をはかっただけでも2兆1,000億円というような試算がされているということが新聞等で報道されております。厚岸町にとっては、地域の崩壊という言葉が現実味を帯びて聞こえてまいります。

ただ、全国的な新聞論調等を見ますと、これは日本の片隅の特殊事情であり、その話は一部生産者の主張にすぎないというような、あるいは閣僚の中からも、GDP 2%にも満たない農業や、あるいは水産業のために、我が国の産業を犠牲にできないんだというようなことを公然と口にしている。また、マスコミも、新聞論調も、人ごとのような話が結構多い。きちんとした報道をしているのは、むしろ地方紙であって、全国紙は経産省と農水省の力比べだとか、そういうような人ごとのような話が見えてくる。ただ、これは、そういうことでもって済まされるのかどうかというのが私たちの大きな疑問です。という観点からお聞きいたします。

まず1点目は、我が国に関わるT P P、F T A（自由貿易協定）、E P A（経済連携協定）の現状とその問題点についてお聞きいたします。

2点目は、T P Pについての関税撤廃の例外措置が認められないという場合、予想される厚岸町の産業や経済への影響はどのようなになるのか。

3番目として、国際的関税撤廃の圧力というのはこれからいろいろな形で出てくると思っています。今回のT P Pがもしおさまったとしても、また違う形で出てくる可能性があります。そういう中で、厚岸町は今後どのような施策を展開していくべきだとお考えなのか。この点についてもお聞かせをいただきたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

TPP（環太平洋経済連携協定）について、初めに、我が国にかかわるTPP、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）の現状と問題点についてであります。まず、FTA及びEPAの現状は、平成14年11月に、シンガポールとの間に日本初のEPAが発効されました。その後、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナムの計11カ国及び地域とEPAを発効しております。

そして、インドとは大筋で合意しており、韓国、そしてアラブ首長国連合、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンが構成する湾岸協力理事会、いわゆるGCC、それにオーストラリア、ペルーの4カ国及び地域と交渉を行っております。

ただ、日本の商工業関連の主要貿易国である中国、アメリカ、EUとの間では、EPA、またはFTAの締結を前提としたプロセスを開始できていない現状にあります。

現在発効している11カ国及びこれから発効する予定のインドとのEPAにおいては、農林水産物に関し、発効時において即時関税の撤廃、段階を経ての撤廃が定められておりますが、米、麦、乳製品、でん粉、砂糖、牛肉、カツオ、マグロや水産IQ品目等、それぞれの国の状況を考慮した関税撤廃削減の除外品目が設定されており、日本の農水産業主要作物などへの影響が回避されております。

次に、TPPの現状と課題であります。本年10月1日、菅総理は、第176国会の所信表明演説で、「米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシアなどのアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備し、かけ橋として、EPA、FTAが重要で、その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉などへの参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指し、東アジア共同体構想の実現を見据え、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思っております」と表明し、全国の農林水産業関係者へ衝撃と不安を与えました。

TPPは、もともとは平成18年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国による経済連携協定が発効されたことがきっかけとなっております。その後、本年3月に4カ国に加え、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8カ国でTPPとして交渉が開始され、さらに、本年10月の会合にマレーシアが参加し、9カ国で現在交渉がなされています。

このTPPが問題なのは、アジア太平洋経済協力会議、いわゆるAPECにおける課題と密接に関係していることです。

APECは、貿易や投資の自由化や円滑化及び経済や技術協力をすることで、アジア太平洋地域に自由で開かれた貿易や投資地域を創出し、APEC加盟国内や世界経済の成長に貢献することを目標としています。そして、この目標を達成するための手段は、各メンバーの自主性にゆだねられており、さらには、APECにより実施された自由化措置を非メンバーにも適用するとなっております。

つまり、EPAやFTAは、協定国以外に対しては、協定国と異なる貿易障壁が適用されるという差別的要素を持ち、法的拘束力を持っていますが、APECのTPPは、無差別、非拘束、自主性を持っていることが特徴と言えます。

自由貿易化は、資源配分の効率化を通じ経済成長を促進される効果を持ちますが、劣位に

ある産業に対して短期間に輸入が増加することで、産業の国内生産の抑制や雇用悪化をもたらすこととなります。

T P Pでは、E P AやF T Aのように自由化の除外が認められず、農業大国のアメリカやオーストラリアも関係国であります。これらの国の米の生産価格は、日本の4分の1程度であり、乳製品は3分の1、牛肉も3分の1程度の価格であります。これら農産物が関税なしに日本に輸入された場合、輸送費を加えても日本の生産価格より大幅に安く、日本の農業は大打撃を受けるのは必至であります。さらには、アメリカ産牛肉のB S E汚染問題を含め、輸入食品に対する安全・安心に不安が残ります。

私は、T P P（環太平洋経済連携協定）が厚岸町のみならず、北海道、ひいては日本の農林水産業へ与える影響ははかり知れない大きなものであり、日本政府がT P Pに参加することについては、決して容認できるものではないと考えます。

北海道においては、北海道経済連合会もT P P交渉参加反対を表明しております。今後、北海道や町村会、農協、漁協などの産業団体、経済団体と連携しながら、日本政府のT P P交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に参加していく所存であります。

次に、T P Pにおいて関税撤廃の例外措置が認められない場合、予想される厚岸町の産業、経済への影響についてであります。

釧路総合振興局が釧路管内の農産物の影響額試算を公表していますが、それによりますと、農業生産額の減少額が436億円、関連産業及び地域経済への影響額が1,512億円で、雇用の減少が1万5,000人と試算され、公表しております。

厚岸町における影響額は、残念ながら、国、北海道及び釧路総合振興局においてそれぞれ試算した影響額の基礎数値が全く公表していませんので、町独自の計数による試算となりますので、ご了承願います。

まず、農業であります。厚岸町が対象となるのは、酪農と肉用牛の2品目であります。

肉用牛生産は、20年度における肉用牛生産額は2億3,200万円程度であり、そのほとんどはF 1と言われる一代交雑種が主であり、肉専用牛は太田農協出荷分では55頭の販売となっております。肉用牛は、国の試算では、5等級及び4等級の黒毛和種のブランド牛のみ生産が継続されるとのことから、肉用牛生産は輸入物にすべて置きかわり、2億3,200万円程度の減少と試算されます。

酪農業は、加工乳用生乳は外国産に置きかわり、飲用乳のみが生産継続されるという試算であります。釧路総合振興局の試算では、加工乳用生乳はすべて輸入物に置きかわるという試算をもとに、85パーセントの生産の減少と試算しておりますので、厚岸町も同じ率で試算をし、生産減少額は49億8,600万円程度と試算されます。

地域経済への影響額は、農機具、肥料や飼料販売、集出荷業、コントラ作業や請負業、運送業や建設業、それに農協や農業共済組合、町営牧場などの第1次波及と、商業、飲食業、金融、サービス業、学校など間接的影響を含んでおります。

釧路管内における影響額に厚岸町の生産比率を掛け、厚岸町内には農機具メーカーがないこと、また、飼料、肥料の購入も農協以外からも納入されていること、さらには、購買力が釧路市や中標津町へ流出していることなどから、厚岸町の影響額は、その70%程度と見込み、酪農業と肉用牛を合わせて、その影響額は42億5,700万円程度と試算されます。

これらを総合すると、厚岸町の農業における影響額は、94億7,500万円程度に及ぶものと試

算されます。

なお、関連産業の影響額は、主に乳業工場と屠畜場であります。乳業工場の生産額は公表されておらず、また、厚岸町の生乳は別海町の明治乳業へも出荷されていることなどから、所在市町において試算すべきものと考え、除外しております。

また、搾乳農家86戸程度、肉用牛農家6戸、その他育成農家2戸の94戸の農家の減少と試算しております。

さらには、農家の減少や町営牧場の閉鎖により約8,500ヘクタール程度の草地が耕作放棄地となることが予想されます。

次に、水産業に及ぼす影響ですが、水産業も農業と同じく北海道における影響額算出の根拠数値が示されておられませんので、主要魚種のうち厚岸漁港で水揚げされているホタテ貝、昆布、スケトウダラ、イカ、サンマ、タラの北海道と同じ6品目について減少率を算出し、厚岸町の影響額が試算されます。

6品目の影響額は、ホタテ貝が400万円、昆布が5億3,000万円、スケトウダラが1,000万円、イカが600万円、サンマが3億7,400万円、タラが200万円の合計9億2,600万円程度の影響額と試算しました。

また、昆布については、中国などから大量に輸入され、加工用にその多くが回されたときは、厚岸町産昆布と競合し、さらに大きな影響が出るものと予想されますし、カキ、アサリについても、厚岸特産品としての市場認知は進んでいるものの、安価で大量に輸入されたときには、これも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

さらには、そのほかの魚種や関連産業及び地域経済についても相当額の影響が出るものと考えられますが、カキ、アサリを含む影響額算出の根拠数値が示されておらず、今回の試算から除外しましたので、ご理解願いたいと思います。

しかしながら、実際には、9億2,600万円を大きく上回る影響があるものと想定しますし、漁家の減少や雇用にも多大な影響を及ぼすものと考えております。

林業では、国及び北海道で試算されておりますが、合板についての1品目のみであり、これによる厚岸町への直接的な影響はないものと考えます。

次に、国際的関税撤廃の圧力の中、厚岸町は今後どのような施策を展開していくべきかについてであります。

厚岸町は、先ほども申し上げましたとおり、T P Pの交渉に参加することには絶対反対の立場であり、その旨を広くあらゆる場において表明していく所存であります。

国の施策が示された時点において、その内容を吟味し、厚岸町にとって有効な施策を最大に取り入れるため、農協や漁協と協議しながら対策を講じていきたいと考えております。

しかし、T P P協議参加対策に限らず、将来を見据えた海外と競争ができる農林水産業を早急に確立するための施策の樹立が求められており、厚岸町としても農業や水産業の活性化と経営体質強化のための施策は恒常的に必要と考えています。

そのためにも、国や北海道の補助事業や交付金事業を積極的に取り入れ、経営体の規模拡大や基盤強化を図っていききたいと考えています。

そのような中で考えられる町の施策としては、まずは、経営体のコスト削減の一つとして、酪農では農地集積化を推進し、効率的な粗飼料の収穫体制の構築を目指すとともに、離れ離れの草地を一体化し、収穫の効率化を図る必要があります。

そのため、コントラクター作業機の導入やTMRセンターの設置、農業生産法人の設立などにも支援していきたいと考えています。

さらには、今日的な燃油や飼料の高騰による経営圧迫に伴う借入金に対する利子補給制度の継続を図ります。また、育成部門の労力やコスト削減のため、町営牧場の充実を図ることも重要と考えます。

ソフト面では、農業振興整備計画の全面見直しを行うとともに、飼料増産推進計画の策定を図っていきます。

さらには、地産地消の取り組みとともに、地域において、生産、加工、販売を一体化した6次産業の推進が必要かとも考えます。現在、一つの取り組みとして、釧路管内の関係市町が協調し、釧路産長昆布の新しい利活用のアイデア募集から、新商品の開発や販売促進PRを行っています。生産地において、生産物に付加価値をつけ、安全、安心をメインにブランド化を図り、販売していくことが今後求められる施策かと考えます。

また、漁業においては、経営効率化などのために借り入れた資金に対する利子補給制度を継続するとともに、増養殖事業などへの助成を継続します。

しかし、厚岸町の産業の活性化のためには、国における明確な支援措置が必要であります。具体的には、現在削減が続いている土地改良事業費増額による基盤整備が特に必要で、定期的な草地更新を行い、良質な粗飼料生産が重要であります。さらには、酪農経営の安定化のための施設整備の補助や加工原料乳補給金の増額、燃油や配合飼料の価格の抑制、また、漁船の省エネルギー化のための助成、漁港整備や漁場整備、養殖事業の推進など、関係機関とともに国に求めていく必要があると考えます。

いずれにせよ、国は、農業構造改革推進本部を設置し、来年6月をめどに基本方針を決定するとし、10月には中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定するとしております。

さらには、米韓FTAが合意されたことにより、経済団体から政府へ早期TPP協議参加への圧力が高まることが予想されます。

TPP交渉参加問題は、厚岸町のみならず、管内や北海道の農業団体、水産団体、林業団体、経済団体、その他関連する数多くの団体などが一体となり、TPP参加の反対を表明し、取り組んでいるところであります。

私は、農業、水産業、林業の生産に携わる方々や担い手の方々が、夢と希望を持ち、未来永劫に農林水産業の生産活動ができるよう尽力することはもちろん、国や北海道に対しても対策を早急に講ずるよう強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 TPPに限らず、FTAとかEPAとか、もうちょっと言うとGATTから始まって、今のWTO、ウルグアイラウンド、ドーハラウンドというふうにありますよね。お互いががちがちと関税貿易障壁を張りめぐらせてしまうと、結局、世界全体の経済が発展しない。したがって、そういうものはなるべく否決して、お互いが発展をしていくようにしなきゃだめだと。これは第2次大戦の反省から出てきたものだというようなことはよく言われております。

ですから、そういう大きな流れそのものについてけしからんとか、あるいは、すべての関税障壁を取り除くのはけしからんとかというつもりで私は言っているわけではない。もちろん、今の町長の答弁もそういう基本的な理解の上に立ってのことだと思います。

それで、今回のTPPの説明を今ざっとお聞きしましたが、ちょっとひっかかるところがあるので確認をしておきますが、今回のTPP、これはAPECの打ち出したFTAAP構想とは違うんですね。そここのところを明確にさせていただきたいんです。何か、このTPPを協定することで、それに入っていないところにも関税障壁を全部撤廃して、皆さんいらっしやい、いらっしやいというふうにやるんだというようにもちょっと受け取られかねないような答弁にも聞こえたものですから、その点は明確にさせていただきたい。

それと、今回のTPPに関しては、アメリカの基本戦略に巻き込まれるなという声が結構あるんですよ。それは、アメリカのWTOの基準からいきますと、最恵国待遇というのを全部にしなきゃなりません。一つにやってしまう。ほかのところと違いますよということできません。それから、貿易の支障になるような国内における補助金というようなものもだめだということになっていますね。そうすると、アメリカが農業生産者に対して非常に多額の補助金を出しています。これがWTO基準でいくというといひっかかってしまいますよね。だから、まずはグループをつくって、そここのところのグループでは自分の基準でつくっていくと。それを、いわゆるグループ化していくというようなことなんだというような話もあるんですが、その点はどう押さえていますか。簡単で結構ですから、時間ありませんので。わからないなら、わからないで結構です。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問2点でございますけども、私どもの認識といたしましては、TPP（環太平洋経済連携協定）に関しまして、アジア太平洋経済協力会議（APEC）に参加する9カ国で締結している、目指している、そういった協定に対しまして、APECのいわゆる最恵国待遇ですか、そういったものも含めてそういう影響、IQ制度も含めてそういった影響を受けてくるだろうという認識のもとに、将来的にも懸念して考えております。

それから、アメリカのWTOにひっかかっていると。いわゆる世界貿易機構の関税削減に対する要件で、アメリカのそういったグループ化に対してどう押さえているかというご質問ですが、ちょっとその辺、私勉強不足で判断できません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 なぜ反対するのかということを行うためには、TPPというのはこういうものなんだということについては十分すぎるほど知っていきなきゃだめですよ。もう少し研究していただきたい。

それから、次に移ります。厚岸町への影響というところです。

それで、机の上にはA4、1枚の資料が出ておりました。まず、農業関連でお聞きするんですが、酪農業、肉用牛、関連産業、地域経済というふうに分けて表ができておりますが、

関連産業というのは、乳業工場と屠畜場だけ。だから、厚岸町にはないからゼロだと、こういうお話で終わったんですが、厚岸町における農業関連産業として、例えば、建設業、建築業、あるいは運送業、こういうものは関連産業ではないんですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 町長からのご答弁にありましたように、関連産業としては押さえてございます。関連産業としては認識しております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それが、影響はゼロなんですね。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 影響額としましては、いわゆる国なり、北海道、総合振興局のような連関表というんですか、そういった計数を持っていませんので、なかなか算出することができないということで、影響額としては今回は省かせていただいたということでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっとその話を今置いて、次に行きますが、漁業という欄がございますね。そこで、その前に農業をもう一遍ちょっとお聞きします。

関税障壁がはじき飛ばされて、乳製品がどんと、厚岸町の場合、酪農ですから、乳製品がどんと入ってくると乳価が下落しますね。どうですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 下落すると私どもも認識しております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 現在、乳価は、キロ80円をちょっと切るぐらいだというふうに聞いております。ひところ80円を超えて上がりましたが、またちょっと下がったというふうに聞いています。何年か前の非常に悪いときよりは少しいいですけどね。これがもし60円台前半になったら、まずやっていける農家はないだろうというようなことがささやかれています。このあたりではどのような予想を立てていますか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問でございますけども、昨年の10月、平均単価77円ぐらいだと。今回また、制度的には1年間通さないと平均単価というのは出てこない状況でございますけども、4円20銭ばかり今年度はまた下がっている。大変に危機的な状況であるということで、今回のT P Pに関して、これからの経済状況も考えて、幾ら下がるとやっていけないということにつきましては私どもは認識しておりませんが、それぞれT P Pなどが発効され実施されるようなことになれば、当然、壊滅的な状況になりますので、乳価について採算ベースというんですか、それらについては、オーストラリアその他から入ってくる価格からすれば3分の1程度で入ってきますので、打撃を受けるということで、実際的に幾らというベースは押さえておりません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 T P Pがもし実施されれば、その交渉の中に入って発効すれば、大変な影響が来るんだという話は皆さんおっしゃるんですよ。でも、町民みんなが聞きたいのは、それによって具体的にどうなるんだということなんです。抽象的に大変だ大変だという話幾らしたって、またかということで終わりですよ。

それで、今聞いていると、道で試算を出す根拠、あるいはその試算計数がわからないから、厚岸町で計算できないんだと言うけど、私は北海道の計算を厚岸町に置き直してどうこうしてくれと言っているんじゃないんですよ。厚岸町でどうなるんですかと聞いているんですよ。60円台まで下がったら、本当に60円前半まで下がったらやれないのかどうかって、なぜ聞き取り調査でも何でもしないんですか。あるいは、運送業、建設業、建築業というような業種が今厚岸町でどの程度農家と絡んでいるのかということについて独自の調査しないんですか。大変だ大変だと言いながら何もやっていないでしょう。そこなんですよ、問題は。

それで、今のは全く答弁が出ませんね。資料を要求したけども、これでは資料にならないですよ。厚岸町でどうかということを知っている。恐らく、これ60円台前半に下がったら、皆農家は、ほとんどの農家は、大きな借金を抱えて、その返済を現在のいわゆる牛乳の収入を見ながら返しているわけですよ。それががたと下がったら、借金返済できなくなるんですよ。あるいは、借金返済に全部持っていかれたら生活できなくなる。そういう状況の中でみんなやっているわけですよ。そのときに60円台前半ぐらいに下がったらどうなるんだということは、最低限、個々の農家への聞き取り調査やいろんなサンプル調査やただけでもある程度の動向は出るでしょう。農協と一緒にやってそういうことをやればいいじゃないですか。非常に腰が入っていない。そう言わざるを得ない。

次に漁業についてお聞きしますが、厚岸町で非常に漁家の多い魚種は、代表的なものに昆布がありますね。昆布というのは、漁家は1戸当たり平均すると、これは何人かの方から聞いたんですが、300万円から500万円ぐらいでないかというような言い方をするんですけども、どのぐらいの収入だというふうに押さえていますか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
産業振興課長。
- 産業振興課長（高谷課長） 大変貴重なお時間いただきありがとうございます。
20年度の昆布の水揚げ額が約12億円でございます。就業している昆布の漁業者が370件ほどありまして、割り返しますと325万円ぐらいの収入ということに、売り上げとなります。
- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。
- 室崎議員 ここでもって減少率43%と北海道としては出していますよね。ところが、いわゆる5単協と言われる道東海岸の昆布は、加工用ですよね。ナガの選りであるさお前はちょっと別にして、正昆布と言われる昆布の最盛期にとるナガ、アツバ、オニ、ネコアシ、とろろというようなものは、全部加工用に回りますね。そうすると、これはもろにぶつかると言われていますね、輸入物と。現在は勢いがあるって抑えているんですけども、そういうものもはじき飛ばされるわけでしょう。そうすると、全道でもって43%というのを50%ぐらいに見たって、決してそんな間違いではないということにはなってくるでしょう。
そうすると、平均325万円、300万円から400万円ぐらいの漁家で、いわばその収入は半分以下になるわけですよね。経費は下がらないんだから。そういう中でやっていけますかね。いかがでしょう。
- 議長（南谷議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（高谷課長） 本町の大宗漁業であります昆布漁でございますので、325万円が単純計算で半分になるという収入であれば、やっていけない状況が考えられるということでございます。
- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。
- 室崎議員 他の業種でも似たような状況が起こるんじゃないかと思うんですよ。
ただ、昆布専業漁師と言われる人たちが何割あるかと。いろんなほかのものもやっているから、ほかでカバーできればということなんでしょうけども、ほかのは上がって、昆布だけが下がるというんならいいんですけども、まだ救われるんですけど、そうじゃないですよ。みんな下がってくると。
そうすると、これ、酪農家もやっていけないし、それから、漁業者も、この町で営業することができなくなるというような状況じゃないでしょうか。何割収入が減るといっただけの間

題ではないですね。そういうことを含めてやはりきちんと調査すべきでしょう。いかがですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、議員おっしゃいましたとおり、農業、それから水産業も含めまして、そういった減少が考えられると大変に危機的な状況でありますので、いわゆる産業団体である農業協同組合、漁業協同組合と連携しながら、その辺の算出をやっていきたいと考えます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 時間がありませんので、余りくどく言いませんが、そういうことをきちんと積み上げていって大変なんだと言わないと説得力がないということですよ。カキ、アサリについても同様です。道で出していないから積算できないんですということでは済まないですよ。現実には町民が影響を受けるわけですから。

それで、農業の場合には、この一覧表の中に関連産業とかそういうものが入っているんですが、地域経済とか。これ漁業のほうではどうなんですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 漁業の中でも、試算には入ってございません。今回の試算からは入れてございません。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 当然考えられるわけですよ。農業のほうだけは関連産業や地域経済に影響出るけども、漁業には全くそういうものはないということはある得ないですよ。それもきちんと調べてください。

厚岸町は、過去の歴史、明治からのをずっと見ますと、漁業の発展と衰退が町の発展と衰退に一致しているんですよ。そういう町なんです。ですから、昆布だけ一つとって今ちょっとお聞きしただけでも、やっていけなくなるんじゃないかという答弁出ました。あれもやっていけなくなるんじゃないか、これもやっていけなくなるんじゃないかというような状況の中で、町は発展しないですよ。やはりこれは、きちんとそういう数字を出してもらわなきゃならないんです。だから、厚岸町にとって、このT P Pというのは恐ろしいんだということを書いてもらわなきゃならないですよ。抽象的な話じゃ済みません。

それで、次に林業に行きます。

林業は今全く触れていなかったんですが、問題ありませんか。厚岸町では。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（大崎課長） T P Pにおけます林業の影響でございますけども、北海道の試算によりますと、合板で北海道では33億円程度の影響が出るというふうに積算をしております。

このT P Pの影響によりまして、価格の安い木材製品が輸入されますと、合板が一部、影響があるわけでありまして、合板を多く取り扱っているのが上川と。それから、オホーツク地方、網走地方ということでありまして、厚岸町では合板を取り扱っていないということで、影響はないというふうに考えている、そういう見解でございます。

林業につきましては、既にご案内のとおり、相当前から、1,900……

（「時間ないので端的に願います」の声あり）

- 環境政策課長（大崎課長） 1994年以降、自由化によりまして、既にもう世界市場の価格というふうになってございます。それで現在、輸入材と道産材の価格差がないということで、影響はほとんどないというふうに考えてございます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 木材はわかりました。キノコというのは林業ですよね。シイタケの産業は我が町にはありますね。ここでは影響は出ませんか。

- 議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） シイタケにも当然影響が出てくるというふうに考えます。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 なぜ1回目の答弁で、町長答弁の中に、そのシイタケがのってこなかったんですか。

- 議長（南谷議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） 林業物、シイタケ、キノコでございますけども、額的な試算ができておりませんので、今回の答弁の中からは影響額という算出はしておりません。そういうことで示されていないということでした。

- 議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

- 室崎議員 一つ一つやっていったらまだまだあるかと思っておりますけども、時間がないので、この観点はこのぐらいにしますけども、一つ一つ厚岸町であるいろいろな作業についてどんな

影響が出てくるのかと。その積算根拠については、他の専門家から言われるとちょっと怪しいなというものが出てくるかもしれないけども、現在厚岸町の能力でこれだけの調査をして、こういうふうにしたんだというようなもので、各産業について全部調査して出してください。そういうことが非常に大事なんです。道のほうの試算根拠がなかったから、あるいは、影響はあるだろうけども、ちょっと積算が難しいから、それについては触れなかったでは済まないということです。下手すると、厚岸町の存亡にかかわるわけですからね。その点は、少なくともこういうものがきちんと調査されて、議会にしかるべき時期に示すということになりますか。それとも、きょうの答弁で終わりですか。その点お聞きしたい。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

このたび、T P Pの問題、大変な危機感を私は持つておる次第でございます。今、ご指摘がありましたとおり、第1次産業の町として大変な問題であります。存亡にかかわる問題であるという認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、このT P Pといいますのは、関税に加えまして、今後、サービス分野、環境規制など、広範囲の自由化、すなわち自由貿易協定、F T Aとしての新しい時代の方式という認識を私は持つておるわけでありまして。もう一つは、米国が参加を表明したということでもあります。先ほどご指摘があったとおりであります。さらにはまたオーストラリア。そういう点を考えますと、我が国におけるT P Pの影響は、はっきり申し上げまして試算を出しております。しかしながら、どういう具体的な影響が出るのか、不透明な点もただあります。先ほど林業の関係のシイタケの問題ありましたけれども、国は、合板の1品目だけを上げております。影響額としては。

そういう点を考えますと、今お話ありましたとおり、あらゆる面の影響が出てくる可能性は極めて大きいわけでありまして、我々はT P Pの動きとして注視をしながら、厚岸町にはどのような影響を今後さらに受けるのか、十分に考えていかなければならない。ご指摘があったとおりであります。しっかりとこの阻止については、ともどもの関係者とともに頑張っていかなければならない、そのように考えておるところでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今の町長の基本的理念はよくわかりました。私も全く同感なんです。

それで、大変広範になるという話もよくわかります。ただ、まずできるものだけでも、今私が指摘したぐらいの程度のことは、やはり数字を出していくということが必要だと思いますので、それはよろしくお願ひしたい。

その上で、今後、厚岸町がどのように施策を展開していくかという話で、町長からの答弁をいただきまして、非常に積極的にこのT P Pを阻止したからといって、それで終わりというものではないと。一口に言うと、厚岸町の産業に体力をつけなかったら、今後大変なことになっていくということだと思ふんです。それをやっていかなきゃならないという点はよくわかりますし、私も全くその点は同感です。

その上で、一言つけ加えさせていただきたい。それは視点の問題です。

外務大臣か何かが、私、冒頭ちょっと申し上げたように、GDP（国民総生産）でもって、農業だけで1.9%だと。漁業を入れても2.2%ぐらいしかないだろうというような中で、90何%の、2%をとった98%の産業を守るためには、大の虫を生かすためには小の虫も殺しても仕方がないんだというようなことを言っていますよね。それから、全国紙やいろんなところの識者と称する人の話や、あるいは経団連やいろんなところの話聞いていると、北海道の一地方の問題だというような、もうあからさまにそんな言い方をしているところもある。

そういう中で、今ずっと私がお聞きしてきたようなことだけを言っている、他の地域や他の産業の人たちをどこまで説得できるだろうかという問題があるわけです。おまえ確かに困るのはわかる。でも、これやらなかったらおれのほうが困るんだ。困ると困るのけんかになったら、力の強いほうが勝つわけです。それで、そういう問題ではないんだということをやはり我々としては言っていかなきゃならないでしょう。それは食の問題ですよ。

今、国は、エネルギー換算量でもって40%の食料自給率を何とか達成するとかしないとか言っていますよね。これは一番その計算をするという自給率が高くなるというのを使っているという話もありますがね、それはいいんです。これがエネルギー換算でやったって、もしTPPなどというものがだっと適用されてしまいますと、15%ぐらいまで落ちてしまうだろうとも言っている人もいます。

それで、まず、食料自給率の確保というのは、これは国家防衛そのものなんです。腹が減っては戦ができぬという言葉もありますからね。

それから、もうちょっと我々庶民レベルで考えますと、まず第一に、安全で安心できる食の確保ということは、国内の健全な生産者を育てない限り達成できないんです。ですから、これはまさに全国の消費者そのものの問題なんです。決して一地方や一生産団体の問題ではないということです。そのことをやはりきちんと発信していかなきゃならないだろう。

それでお聞きするんですが、全国の消費者団体というのがありますよね。全国消費者協会とか日本消費者協会とか、日本消費者連盟を初めとして、たくさんの消費者団体がありますね。そこが今回のTPPでどういう動きをしていますか。どういう情報を入手していますか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 食の安心、安全という観点から、消費者団体等の動きについて、私のほうからご説明をさせていただきます。

今、ご質問者言われるとおり、このTPPの部分については、どちらかという数字が先行して議論になっているという部分があります。ただ、私どもとしても、やはり順番が逆かなというふうに思っていて、そういった食の安全、安心が担保された中で、その後に経済効果、経済損失というものが議論されるべきという消費者のほうからの観点で申しますとそういう考えもございます。

そういった中では、北海道のほう、消費者団体のほうにつきましては、いち早くこのTPPに対する反対という態度を表明し、農林水産大臣等、あるいは総理大臣のほうにも、そういった要望書も提出をさせていただいておりますし、厚岸町におきましては、厚岸消費者協会がありますが、そういった団体も、先日の総決起大会のほうにも役員を初めとした方々が

出席をしているという状況にあります。消費者としては、断固 T P P 参加交渉については反対という立場をしていますが、今質問者言われた全国的な消費者団体の組織での動きという部分についてまでは、私のほうではちょっとつかんでおりません。北海道レベルまでの部分は、そういった形で態度を明らかにしているという状況でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 端的に答弁願います。

北海道の消費者が手を挙げているのはよくわかっています。でも、全国から見れば、北海道地方の話なんです。やはり全国展開しなきゃなりませんよね。

そこで、全国の消費者団体、日本消費者協会、全国消費者協会、関西消費者協会、北海道消費者協会はわかりました。日本消費者連盟、全国消費者団体連絡会、主婦連合会、東京消費者ネットワークなどなどいろいろあります。そういうところとコンタクトをとる必要があるんじゃないですか。もし動いていないんだったら、こうこうこういう問題なんだと、これはまさに全国の消費者の問題なんだということを発信すべきじゃないですか。そういうようなことを厚岸町が行っていかなければ、全国の問題になりませんよ。いかがでしょう。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。もう時間もありませんので、簡単に答弁させていただきますが、全国的な規模の問題については、当然、一自治体であろうと強く要請していかねばならない課題であると思っております。釧路には、釧路地方の消費者協会がございます。会長さんも、さきの11日の釧路大会においても強い食の安全という問題を訴えておりました。さらにはまた、北海道の消費者協会の会長さんも同様な発言をいたしており、T P Pには断固として反対というようにお話をされておりますので、この点、それぞれの機関を通じて、さらに全国的な運動に展開するよう、厚岸町としても強く要請してまいりたい、そのように考えます。

●議長（南谷議員） 以上で、13番、室崎議員の一般質問を終わります。

（「議事進行」の声あり）

。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今回、資料提出しておいたんですが、けさ、皆さんの机の上にはA 4、1枚の裏表の資料が回っているかと思えます。私の手元には答弁書と一緒に、町長の答弁の原稿ですね、それと一緒に多数枚の資料が初めて手渡されたわけです。T P Pにおける厚岸町の農業、水産業における影響として、いろいろ書いています。残念ながら、私、今これ、目を通す暇ないんですよ。資料の要求って、こういう形で渡されるんですか。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時16分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 第4回定例会に当たり、先般通告のとおりお尋ねを申し上げます。

閉校になっている校舎及び敷地の利用計画について、さらには、今後、厚静、尾幌及び上尾幌の各校舎、敷地をどのように活用しようとしているのか。また、地域活性化のためにどのような計画を持っているのかをお尋ねしてまいります。

これらの教育施設の開設までには、それぞれ地域の多くの先人各位の並々ならぬ努力と大変なご苦労があったことと思います。ご案内のように、厚岸町は古くから多くの人々を魅了してきた豊かな自然の海や山の幸によって発展し、今では北海道を代表する水産、酪農のまちとしてまちづくりを進めているものの、一方、急速な人口の激減に伴い、一部、教育施設の閉鎖に至ったことは、時代の流れに逆らえず、ただただ残念の一言に尽きるのであります。

そこで、私は、この地域で長い年月を通し、集落を養い得る豊かさがあったことを示すことは言うまでもありませんが、歴史、文化はいつかは必ず塗りかえられるものであります。できることなら、地域の人とのつながりのためにも、さらには、地域の活性化を図るためにも、地域にふさわしい産業に活用していただけるよう、町はもとより、教育委員会とともにしっかり研究、努力し、今後の利活用の方法についてめどをつけるべきではないのかと思うのであります。

過去10年、児童生徒の推移について、教育委員会事務管理及び執行状況にかかわる点検評価報告書を拝見すると、きょうのように児童生徒が激減する予測が10年前からの評価報告の中で出ていたにもかかわらず、閉校の後の校舎等の利活用についての対策がおくれ、地域の住民が大変心配をしていることにつながっている現状であります。

今後の利活用状況の報告の中では、厚静、尾幌小中については、将来的には解体の予定となっており、糸魚沢は平成11年に休校になり、これまたどのように再利用するか検討されたのがいまだにそのめどがついていない。上尾幌小中については、改修費や維持費に費用がかかりすぎ、その扱いに苦慮していると、こういった報告がなされております。

しかしながら、地域から教育施設、あるいは学校がなくなるということは、地域の過疎化に拍車がかかり、過疎化が進むということは、町長が言うところの住みよいまちづくりにはつながらないと思うのであります。

町長、これらの施設の利活用について、町として今後どのような計画を用意しているのかをお尋ねし、1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいまの質問でございますが、利活用について町長はどのように考えているのかということでございますが、教育委員会所管の関係でございますので、教育長から答弁させますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。4番、高橋議員の質問にお答えいたします。

閉校になっている校舎及び敷地の利用計画についてのお尋ねであります。

1点目は、今後、厚静、尾幌及び上尾幌の各校舎及び敷地をどのように活用しようとしているのかについてであります。厚静小学校は、平成20年3月、さらに尾幌小中学校、上尾幌小中学校は平成21年3月に閉校いたしました。

この3校のうち、厚静小学校と尾幌小中学校の2校は、耐震調査の1次診断において耐震性が認められず、現状のままでは利活用ができません。

このため、教育委員会では、将来的には校舎を解体撤去し、敷地の活用については、厚岸町全体の土地利用という視点から、有効活用の方法を検討してまいりたいと考えているところであります。

しかし、校舎の解体撤去につきましては、相当の費用を要するため、教育委員会では、現在は急を要する他の事業を優先的に実施しており、現状では具体的な解体予定年度をお示しできる状況にないことをご理解願います。

また、上尾幌小中学校につきましては、耐震性については問題がありません。このため、教育委員会といたしましては、施設を利用し、上尾幌地域の振興を図る上でも、新たな利用方法を模索しているところであります。

これまでに、上尾幌小中学校を再利用するための検討も行っております。

事例を申し上げますと、上尾幌地域で生産されたシイタケのパック詰めを行うために屋体を利用することや、グラウンドを分割して、新規シイタケ生産者の誘致を行う等の検討を行いました。

学校の整備には、国の補助を受けて実施しております。このため施設の耐用年数が経過していない場合は、収益がある事業への転用については、充当された補助金と起債の未償還分を返還しなければならないとの規制があり、上尾幌小中学校は校舎、グラウンドともに産業振興施設への再利用は大変困難な状況にあり、この計画は断念いたしました。

さらには、校舎を文化活動に利用したいという町外の方からのお問い合わせがあり、利用形態や活動内容の協議を行い、校舎の一部改修費や維持管理費等の試算を行い検討いたしましたが、相談された方の健康上の不安もあり、断念された事案がございました。

次に、2点目の地域活性化のための利用の考えはないかとの質問であります。上尾幌の校舎及び敷地につきましては、校舎がまだ新しいこと、そして、上尾幌の駅からも近く交通の便もよいことから、上尾幌地区の活性化につながるような活用方法を自治会等地域の方々ともご相談させていただき、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。

教育委員会の事務管理及び執行状況にかかわる点検評価報告の中にもあるように、町の学校の利活用状況についてであります。町長が就任したときには、既にこの程度の予測が出ていたはずなのにもかかわらず、今日までその対策に活路を見出すことができないのはなぜかということをお尋ねしたいのであります。

そして、この評価委員会の意見の中には、少子化による学校統廃合について、小規模校は学校がなくなっても施設の利活用はもちろん、地域の社会教育に十分活用できるような方を望むと、こういった文言が入っております。そのようなことをやはりしっかりと尊重するような形で利活用していただきたい、こう思っております。

それとまた、この各学校については、特に厚静小学校については、国道に面し、非常に何かと便利がいいと思います。尾幌小中についてもそのとおりであります。今、東京周辺では、こういった廃校舎の利用については、いろいろな形で利用されております。最近テレビ等でも皆さん方ご承知のように、いろいろなメーカー、例えばショッピングセンターのコールセンターなどを開設しております。そして、そこには教室が多いですから、何社も入ります。非常に有効に活用されていることは、2週間ほど前のテレビで、大分遅い時間でしたけども、入っておりました。そういった面でもやはり厚静小学校あたりは、非常に交通の便がいい、あるいはまた尾幌小中についても交通の便もいいし、あれだけの大きな敷地があるものから、企業の誘致には最適ではないのかなど、こう思っておりますけれども、教育委員会あるいは町としては、こういった企業の誘致に対しては、どのような方法で宣伝、PRといたしますか、取り扱いをしているのか。取り扱いをしているというならば、その例を一つ挙げていただければ大変ありがたい、こう思います。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今、閉校した校舎の利活用についての取り組み等々についてのお尋ねでありました。教育長のほうからの答弁でもございましたが、議員のほうからは、厚静の学校、尾幌の学校の関係についての利用についてどう取り組んでいるかということをご質問されておりましたが、答弁の中でもありますように、厚静小学校、尾幌小中学校それぞれ耐震性の問題がありまして、現在のままでは使用することが難しいということになっておりました。私どもとしては、この校舎、屋体につきましては、後々解体をし、敷地をどう利用するかという方向で検討していくことが最善ではないかというふうに考えておりますが、解体するにしても、結構な財源が必要になってきます。私ども、大ざっぱに計算している中でも、両方の校舎を解体するとすれば、1億円以上の費用が必要となってきます。現在の財政状況の中で校舎の解体にこういった多額の財源を費やすということは、他の事業との関係もありまして、ほかの事業を優先するところが必要となっておりますので、そういった形で今取り組みをさせていただいております。

したがって、今まで校舎がまだ残っておりますが、手つかずの状態、あるいは一部窓等は閉鎖しながら、人が出入りできないようにはしておりますが、そういった状況であると

ということについてはご理解をいただきたいと思います。

ご質問の中にあります、残されております上尾幌の校舎につきましては、教育長のほうからもご答弁申し上げておりますが、この間、何点かのお話がありまして、相談をさせていただきましたが、利用までのところまでは至っておりません。コールセンターの話も今議員のほうから出されました。施設的には、上尾幌の校舎を使っていたら、企業の方が入っていただけるということであれば、それはそれで利用価値はあるんでありましようが、交通の便、あるいは空港、あるいは釧路からの交通の便等々を含めて、さらには企業が誘致された段階での社員の住宅の関係等々のやっぱり立地条件、周りの立地条件も整っていないという状況の中では、学校が地域で、建物としては利用できるんでありますが、そういった環境が整っていないということもあります。

さまざまな誘致に対する取り組みについてどうなのかということではありますが、この間、糸魚沢が休校した段階では、インターネットの厚岸町のホームページに、糸魚沢の校舎の利用についてのそれぞれの方からの希望をとるような取り組みも行っておりました。そのインターネットへの掲示は現在取りやめております。上尾幌の校舎の関係も22年度からふえてきておりますので、掲載をしなきゃならないという準備をしておきまして、上尾幌は、説明したとおり、この間2件のいろいろ協議をしたり、相談があったりということで、ついこの間までそういったことがありましたので掲示をしておきませんが、この後、ホームページに、改めて上尾幌の校舎の利活用への呼びかけなんかをさせていただくような作業を今進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 いろいろ担当課長からご親切に、上尾幌の学校についてはそれぞれ考えているんだということでもありますけれども、厚岸の場合は、教育に関しては非常に古い歴史がありまして、それぞれ廃校になった後の施設を十二分に活用してもらっているわけです。

今、課長のほうからおっしゃったように、上尾幌の学校は本当に非常にまだまだ十分使える学校ですから、上尾幌の地域の活性化のためにも、ぜひとも、やはりいいアイデアを出し合って、活用してもらいたいということをやまず要望しておきます。

それと、今日おいでで議員各位の皆さん方ご承知のように、厚岸は、本当に明治以前からの学校教育に関する歴史がございますけれども、小島あたりは、もう終わった学校は既に小島の集会所とか、そういうふうに使われているし、あるいはまた末広については、末広の自治会が使ってくれていると。本当に有効に活用されていると。このままでいきますというと、人口の推移からいくというと、あと10年もするというと、町長がいつも心配しているように急速な人口の激減によって、下手するというと、床潭小学校あたりも、将来的には厚岸小学校に合併になるのでないかというような懸念さえされるわけです。

この10年間でもって厚岸小学校の児童数の激減は、ここにも資料ありますけれども、びっくりするほどの激減ぶりです。これは時代の流れですから、それに行政がどうこうといって歯どめを打つ手はなかなかないものの、どちらにしても、こういった施設が空き家になってしまう。そうすると管理、見回り等については、どうなんですかね、今の厚静小学校、尾幌小中、糸魚沢、上尾幌、これらの学校の管理、見回り等については、職員の方々が回って歩

いておられるんですか。この点についてちょっと。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 今お尋ねありました4つの学校につきましては、私ども教育委員会の管理課のほうで、頻繁には行っておりませんが、月に1回程度、夏場、特に道路わきの草刈りとか、そういった形で環境を整備していくためには、そういう見回りをしております。

ただ、残念ながら、敷地の中まで全面的に草刈りをするということには手が回りませんので、道路わきにある側溝とか、門の周りとか、そういったところの草刈りは今4校ともそれぞれ実施している状況にあります。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 それから、やはり田舎の学校ですから、余りガラスを壊されたり、そういった問題はないにしても、都会では本当にすごいですよね。そういった見回り対策についても配慮はしていると思うんですけども、この点についてもちょっとお伺いしたいんですが。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） おかげさまで、まだ私どの学校についての、空き家になっている状態ではありますが、壊されたりという被害は受けておりません。

現在、対応しているのは、厚静小学校と尾幌小中学校につきましては、窓を封鎖して、コンパネ等でふさいでおります。もちろん、厚静のほうは今、業者が工事のために一部使っておりますので、利用していただいている部分はありますが、そういう管理をしております。

空き家状態になっておりますが、幸いに、地域の皆様に見守っていただきまして、大きな被害を受けておりません。大変助かっております。今後とも、こまめに点検しながら対応していきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 いずれにしても財産ですから、その管理についてはやっぱり十分配慮して、火災等が起きないように対策を講じていただくように要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

以上で、4番、高橋議員の一般質問を終わります。

次に、15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

まず1番、保育行政について。

無認可保育所について、保育士の確保と人件費の拡充を町の責任でできませんか。

遠距離通所に対して、バスなどの支援を考えられないですか。

へき地保育所に対しての人数制限をなくして、少人数でもそのまま運営することができませんか。

心和園における託児所設置はどうなっていますか。

2番に、ワクチン接種について。

子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の各種ワクチンの接種への助成は考えられませんか。

3番、福祉灯油について。

ことしの支給は60リットルであるが、100リットルまで増やすことができませんか。

4番、福祉タクシーについて。

高齢者や障害者の生活支援のため、通院以外でも使える福祉タクシーを具体化していくつもりはないか。

5番、命のバトンについて。

命のバトンについての取り組みは、現在どのようになっていますか。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の保育行政について、初めに無認可保育所について、保育士の確保と人件費の拡充を町の責任でできないかについてであります。まず、保育士の確保につきましては、これまでの地域における保育所運営に当たっては、地域から相談を受ける内容の中には、地域が独自で保育士確保に努めているが、信頼できる保育士確保はなかなか難しいという相談が寄せられております。

そこで、地域からは、町の保育士登録者を紹介していただきたいという要望が寄せられます。町では、認可保育所、へき地保育所、児童館、子育て支援センターの臨時職員などとしての就職を希望する人の中から、本人の了解を得て紹介しており、これまでは地域における保育所運営に必要な保育士確保の支援に努めてきたところであり、今後におきましても、地域の相談に応じられるように対応してまいりたいと考えておりますが、地域の保育所では、地域と一体となった保育所行事が計画されたり、その内容もさまざまなものがあり、地域色が出される保育所運営が行われますので、保育士採用につきましては、最終的には地域の方々と保育士とが十分に話し合った中で、その処遇が決定し、雇用契約に至ることが重要ではないかと考えておりますので、そのような中で、保育料

の額、諸経費、人件費の検討も行われているところでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、遠距離通所に対してバスなどの支援を考えられないかにつきましては、保護者が同乗されていないバスでの通所になりますと、前日からの子供の家庭での状況把握ができなくなりますが、そのバスに保育士資格を持つ人が同乗し、各家庭との連携を図ることができれば、公共の福祉を確保するためにはやむを得ない場合に該当いたしますので、バスなどの支援は可能であるかと考えております。

しかし、現在では、厚岸町内の保育施設が減少してきていることと、ニーズに沿った保育所の選択ができるようになってきていることなどから、一定の地域だけでバスなどの支援を行うことは、利用要件の設定が非常に困難であると考えておりますので、遠距離通所の方々の就労条件をお聞きした中で、現在、認可保育所で行っている午前8時30分から午後5時までの通常保育時間を、延長保育時間としている午前7時45分から午後5時45分の時間帯のさらなる延長などで検討してまいりたいと考えております。

次に、へき地保育所に対しての人数制限をなくして、少人数でもそのまま運営していくことができないかにつきましては、さきの第2回定例会でも答弁をさせていただいておりますが、保育所運営につきましては、子供相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助することが求められ、また、入所する子供のその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないことも考慮すると、入所児童が10人を下回る状況で、町が保育所運営を行うことは適当ではないと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、心和園における託児所設置はどうなっているかにつきましては、現在、心和園の看護・介護職員は合わせて41人ですが、就学前の幼児がいる職員は3人で、幼児は3歳未満児1人を含め4人となっており、全員が保育所を利用している状況にあります。また、保育所への送迎などにおきましても、配偶者や祖父母が厚岸在住者であり、保育に関し緊急を要する状況にはないと判断されますし、要望としても上がっていないのが現状でありますので、現段階では、託児所的な施設内保育所の設置については考えていないことをご理解いただきたいと存じます。

続いて、2点目のワクチン接種について、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の各種ワクチン接種への助成を考えられないかについてであります。子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成については、これまでもご質問をいただいております。ワクチン接種が承認されて間もないことから、道内、釧路管内の情報把握も含めて、なお検討させていただくこととしておりました。

また、国に対しては、北海道町村会として、国の行う定期予防接種として早期に実施を実現することとする要望をしてきたところであります。

国は、このたびの第176臨時国会の補正予算において、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業を実施することとしました。

事業は国の事業ではなく、市町村が行う任意事業と位置づけ、市町村事業の費用の45%を国が負担するという内容であります。

厚岸町としては、この12月13日に北海道から事業概要の説明を受けたばかりでありまして、財源の検討はもちろんであります。予防接種対象者の精査や事業スケジュール

も含め、検討を進めているところでございます。

続いて、3点目の福祉灯油について、ことしの支給は60リットルであるが、100リットルぐらいまでふやすことができないかについてであります。昨年度の福祉灯油の助成内容は、灯油60リットルを419世帯に助成をさせていただくことができ、灯油単価は69.3円で、総額約173万円でございます。

今年度は、灯油価格に若干の上昇が見られることから、灯油単価を78円と見込み、昨年と同様に灯油60リットル相当分とし、総額約194万円となるよう今議会の補正予算に盛り込んでいるところでございます。

平成19年には急激な原油高騰を受け、灯油単価の大幅な値上がりがあったことから、対象世帯の生活に大きな影響を与えると判断し、値上がり相当分の20リットルを加算した措置を実施させていただいたところであります。

しかし、灯油単価はその後高値で推移し、北海道が行う福祉灯油助成の拡大も加味しながら、平成20年度には100リットルの助成を行うことができました。

昨年からは、灯油単価に極端な変動も見られないことから、現時点では60リットルを100リットルとする予定はございませんので、ご理解願います。

続いて、4点目の福祉タクシーについて、高齢者や障害者の生活支援のために、通院以外でも使える福祉タクシーを具体化していくつもりはないかについてであります。まず、通院以外でも使える福祉タクシーということですので、一般的な市民の足としての公共交通に関してお答えいたします。

現在の車社会では、マイカーの普及により鉄道や路線バスの利用者が減り、減便や路線の廃止などが進んできております。しかし、そのことにより、ご質問者が懸念されます高齢者や障害者の足の確保が難しくなり、どこの市町村においても大きな課題となっております。

その対策として、廃止された区間をデマンド運行による乗り合いタクシーの代替えなどで対応している状況であります。

厚岸町においても、今回の補正予算に計上しております地方バス路線維持対策事業であります。昨年度に比べ大幅に増額となっておりますし、近年、多額の補助金が必要となってきております。

この要因は、国の補助制度の改正もありますが、そのほとんどは利用者が少ないことに起因しています。したがって、年々路線の縮小を図りながら維持してきておりますが、それも限界に近くなってきており、その打開策の一つとして、利用者が少ない区間におけるワゴンタイプの車によるデマンド運行を検討しているところであります。ただし、このような運行に関しましては、バス会社やタクシー会社の経営に配慮しなければならず、あくまで廃止区間の代替えとしての検討にとどまっているところであります。

しかしながら、今後の町内の公共交通のあり方について、現在の状況をいかに維持していくかだけでなく、ますます進む高齢化により運転免許返納者も増えている状況もあり、市街地も含めた市民の足の確保を総合的に検討することが急務となってきております。このことは、現在の地方バスへの国の補助制度の改正により、町が独自に協議会を設置し、検討協議したものに対して支援が受けられる方向性であることから、これらの検討を進めなければならない状況ともなっております。その際には、各方面からのご

意見を伺いながら、町内公共交通の検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、5点目の命のバトンについて、命のバトンについての取り組みは現在どのようになっているかについてであります。救急医療支援や災害時の避難所支援などに有効な情報を提供できる命のバトンの取り組みは、これまで、要介護度3以上の方、重度の障害のある方で、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯、同居の家族がいるものの同居状況が多い世帯などを対象とした対象者の個別支援データを集約したところであり、対象者は、要介護対象者が52人、障害者が31人の83人です。

今後のスケジュールとしては、民生児童委員や自治会など地域の皆さんの協力をいただき、共有できる災害時の支援者情報などを追加しながら、年度内に対象者の皆様へお届けをしてまいりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員の再質問は、午後からといたします。

再開は午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第7、一般質問。15番、石澤議員の再質問から進めてまいります。

15番、石澤議員。

●石澤議員 保育所というのは、こういうことを言わなくても多分わかっていると思うんですけど、子供の生活と成長、親の生活と働くことを保障して、地域の子育てを支援する場所ですよね。それで、今、最初に無認可保育所というか、地域でやっている保育所、へき地保育所も無認可保育と前に言われましたので、一応無認可保育所で話しますが、保育士の確保というのは、人件費の問題が原因でなかなか保育士が集まらないというのは実際起きていますよね。今も、やっているところではどうなるかわからないという状態で保育士を続けています。それで、その親にとっては物すごく不安で、しかも後継者の数が減っていますので、何軒かの親だけで運営しているという形になっています。

それで、どうしても人数制限されることで、町からの補助金も140万円でしたっけ、人件費として当てられているのは、という形になっていますけど、それでプラスしてということになると、本当に今生活していくのが大変な中では、いい保育ができない。保育士さんは、目いっぱい頑張っている状態になっていると思うんですよ。

それで、ここに地域色が出される保育所運営が行われているとなってますけども、そこのお母さんたちの願いというのは、だれでも、とっても愛されて、よく遊んで、よく食べて、成長してほしい、これだけだと思うんです。父母の願いというのは、そうですから、地域色があるからというのではなくて、その地域を守るためにも、もう少しきちっとした支援というか、拡充してほしいと思うんですが、これは検討も行われているのでご理解いただきました。

ということなんですけども、それではちょっとやっていけない状態になってきているんですよ。それで毎年毎年保育士さんを探さなきゃならないとかという状態になっていますので、そこのところ、もう少し検討することはできないでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育所につきましては、ただいま議員からもお話をいただきましたように、保育所の目的といいますか、そのとおりでございます。

ただ一つ、やはり重要なのは、現行の保育行政においては、保育に欠けるという子供ですね。この保育に欠ける状況がどうなのかということが、まず行政としては優先されている福祉策だというふうに私はとらえております。

そこで、地域によって産業柄、やっぱり保護者の産業構造も偏りとか、そういうことがあります。例えば、床潭ですと、やはり漁業者が多いんです。太田ですと酪農家のところが多いですね。

酪農の部分をとらえて話してみますと、私、今これから申し上げるのは、個々の酪農家の話を聞いたわけでございませぬけども、一般的な酪農のお仕事の一日の流れということで見ますと、搾乳が大体8時ぐらいまでには終わるとしたときに、実は保育所というのは、開くのは8時以降ですよ。つまり、既に保育所開設前から、その家庭では保育に欠ける状況があるというふうに考えられます。朝早くから家族総出でお仕事されております。そうするとその時点から、その子供は保育に欠けている部分が当然あるんだろうなと思います。そういう中で仕事を割いて来て、保護者の方が保育所まで送迎をしてくる。そこで子供は1日を過ごすわけでございます。議員おっしゃった部分は、この1日を過ごす部分を指して言われたのかなというふうに思います。確かに、皆さんに愛されて、子供と仲よく遊んで成長していく姿は、保護者みんなが思うところで、私もそのように思っております。

そこで、私がこのように言ったのは、まず保育に欠ける状況が地域によって違うということとあります。市街地の認可の保育所は、漁業者はおるんですが、酪農の方というのは1人、2人いるんですけども、一般的な会社勤めの人であれば、会社は8時以降に行けばいいというふうにすると、8時ぐらいまでに保育所に来れば、それまでのご家庭では何とか保育できているのかなと、朝ですね。そこが酪農家と一般の会社勤めの方の1日の生活に大きな違い、つまり保育に欠ける時間の違いがあります。ですから、酪農家においては、現行の保育所時間の中では、1日をすべて保育に欠けない状況になるというのは、既に難しい状況になっていると。

そういったところで、町では、早朝の保育、あるいは延長保育といったことで、若干の1日の保育時間を長くしたりしております。そんなところで、当所においても9時ぐらいまでに来ていただければ、皆さん1日の流れで、他の子供と一緒に行動できるのかなと。大体9時を目安にしております。

ですから、そういった地域地域で違いますので、それぞれに対応できるような保育時間というのでも検討をさせていただいて、必要な場合にはこれまで改善をさせていただいているところでもあります。

それから、保育士の確保については、現在、若松保育所、片無去保育所においては、独自

で探してこられて、若松保育所については町のほうから、3年ほど前ですかね、今の保育士さん、本人のご了解を得て、地域と話し合っていたいただいて、雇用されました。来年度も何とか働いていただけるということで、先般、地域と決定されたようでございます。

あと床潭へき地保育所なんですけども、町のほうに要請されて、自分たちで頑張ったんですけども、やはり大変なんだということを聞いておりまして、早くから床潭の方々とは私どもひざを交えて話してきていますので、そういった実態をつかんでおって、町も協力的にやってきました。そこで、例年ですと町の臨時保育士は2月に新年度の採用予定者を募集いたしますが、今般、そういう床潭という事情もありましたものですから、町としては、1カ月早目に1月から募集を始めようと。検討を経てやろうとしているところでございまして、保育士自体の確保については、やはり町が積極的に支援しないと難しいなということは理解しております。

そこで、地域色が出る保育所については、行事の内容もやはり違いますし、学校との関係も違ってくるんですね。そういったことで、それぞれの地域の特色に応じた行事といえますか、当然考えられております。その中で地域の方々との密接なつながりというのは、認可保育所とは違って非常に身近な部分に保育所があるのかなというふうに思っております。

そういったところの保育士さんは、そこをまず気に入っていただくとか、お互いにですね、そういった関係が重要でありますから、なかなか町のほうからこの人どうだとか、ちょっと言葉悪いですけども、そうではなくて、紹介はしますけども、あくまでも決定をいただきたいのは地域の皆様の総意でもって決めましょうということをお願いしております。

あと補助金の額でございまして、年間144万円の補助を实はさせていただいております。これは何かといいますと、臨時職員さんの賃金といいますか、そういったベースで算定したものでございまして、過去に補助金の減額といいますか、そういった行政改革の中で行われてきておりましたけども、これを一部復活した中での現行の144万円となっておりますが、これについては現在、さらに増加するということですか、そういった部分については、現在のところ用意していないというところでございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 若松のほうの保育所、それで1年延びたということで、ほっとしているみたいですけども、やっぱり人件費が安いというか、もう少し、今考えていないということでしたけれども、緊急雇用交付金とかというのが出ていたりしますので、少しそこを上乗せしてもらえないのかなという感じがしますけども、それをもう一度考えてください。

それから、遠距離通所に対してなんですけども、一定の地域だけということなんですけども、遠距離の通所しているのはほかにあるんですか。尾幌以外にほかにありますか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、賃金の件でございまして、現在、国のほうでいろいろ措置されている補正予算の関係での現在の無認可保育所への、既に行っている事業への上乗せというんですか、そういった事業は対象にならないものというふうに理解しております。

ですから、その部分の充当はできない制度となっております。

もう1点の遠距離ですけども、今言われた尾幌ですね、それから末広、そういった方も実はいらっしゃいます。そういった状況でございます。

済みません。今地域を言ったのはすべてではない。今私がお答えできる範囲での尾幌、末広といったこと。現実的にはもう1人、太田からも認可保育所に来ているご家庭が1件あるという、そういう状況。すべてではないですけども、さまざまな地域があるのかなという状況でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 どうしても保育所というのは小学校区内ということで、尾幌なんかは真龍小学校に来ますので、その関係もあって、本当だったら無認可みたいな形で地域でやるのもいいんでしょうけども、やっぱり学校が真龍なので、どうしても宮園保育所のほうにという希望でなっているみたいなんですけども、朝晩の、送ってくる際の距離もありますけども、道路状況もあって、夏は何とかなるんだけれども、せめて冬だけでもという話もありますし、片道だけでも、朝だけでも何とかならないかなというようなのは、お母さんたちの希望なんですよね。

それで、もう少し考えてほしいかなと思うんです。7時45分から5時45分の時間帯となっておりますけども、ちょうど作業の真ただ中ですよ。多分、それより遅くなって9時まで行けばいいから何とかやっているんだけど、あと5時45分というのは搾乳が終わった時間くらいになるんでしょうかね、そのくらいで迎えに来ていると思うんですけど、それより早くすると、子供たちがみんなと仲よく遊んでいるのを引き離すような格好になるしというようなこともお母さんたちの中にあるみたいです。そういうのもあって、何かいい方法がないのかなというので、こういうバスということも出てきたんですけども、幼稚園なんかはどういう形にしているんでしょうかね。厚岸の幼稚園は。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、厚岸の幼稚園の関係は、例えばカトリック幼稚園は、バスが走っているのを見たことがあるのかなというふうに思いますけども、すべての家庭がバス送迎の利用というふうに聞いております。つまりご家庭から幼稚園の間を走っているという状況です。そういったことで、さくら幼稚園も同じくバス送迎を、ちょっと全員かどうかは今把握できませんけども、バスを用意して走っているという状況です。

もう1点は、延長あるいは早朝の時間帯ですけども、さらなる前後の延長ですか、まずこれは、私どもも検討させていただきたいなというふうな部分でございまして、あとの帰りの時間ですか、子供たちが帰る時間、例えば4時まで保育所にいなければならないだとか、そういったかたい決まりはございませんので、早く帰られる場合は早く帰るとか、そういったこともできるのかなというふうに思っております。

ただ、保育所は、ご存じのとおり、大体昼過ぎから2時間ほど午睡という、昼寝するんですね。ですから、余りいる時間帯がなくなると、正直言って午睡の時間が多くなるだとか、

議員おっしゃるとおり、みんなで遊ぶ時間が少なくなるというのはあるのですが、そういった時間の延長ということで、それぞれのご家庭がどう対応といたしますか、どう利用できるのかなど。これはぜひ調査をさせていただきたいと思っております。

(「バスのことは」の声あり)

- 福祉課長（松見課長） バスのことは、先ほどの幼稚園のバスのことでちょっと言い切ってしまったのかなど。そうではなくて、尾幌からの利用者ですね。尾幌へき地保育所から無認可保育所をやられて、それを地域の事情等でやめられたときに、そういう要望、問題といたしますか、やはりご指摘をされております。そのとき検討させていただいたのが、スクールバスへの便乗といたしますか、そういうことも制度的に利用できるようになってきたというふうに聞いておりますので、それをやる場合にどうするかということで、認可保育所というのはゼロ歳児から対象、へき地保育所は3歳児からなんですけども、そういった幅広い子供たちが小学生、中学生が乗っているバスに今度乗るわけがございますので、乗らなくても、基本的には保育士資格を持つ人が1名同乗すべきだといったことですね、それを尾幌の場合でちょっと算定をしてみたんです。尾幌に三、四人もしいたときに、厚岸を出発して尾幌を回って、多分どこかまた寄ってだとか、そういったことで、同乗する保育士さんが朝自宅を出て、そのバスに乗って、子供を迎えに行き、帰りまたバスで保育所でおりにいるということを計算すると、1日大体4時間くらい必要になってくる、尾幌の場合ですね、必要になってくるかなというふうなことを検討させていただきました。

そのときに、単純に地域にはどうかかるんだろうということで計算しますと、時給が大体、その細かな話はいいのかなと思いますけども、保育士資格ですと、現在995円という時給なんですけども、これも大体1日4,000円ぐらいになるんですね。そういった部分だけで、まず保育士が少ない状況の中で、資格を持つ貴重な保育士さんがそのバスに乗っていただけるのかどうかということが一つ問題としてぶつかりました。そういったことから、経費の面と、それから人材の面と両面で、尾幌の場合は当時、そういったことで断念せざるを得ない状況だったということがございます。

- 議長（南谷議員） 15番、石澤議員。
- 石澤議員 これはもう少し検討してみてください。保育士というか、今やめている方でもいいですし、何かその時間帯でパートという形も考えられると思いますので。それから、次に移ります。へき地保育所なんですけど、10人という、この10人を下回ったらできないという、うまく子供を積極的に保育ができないというような内容なんですけど、その10人をどういう保育ができないということを言っているんですか。

- 議長（南谷議員） 福祉課長。
- 福祉課長（松見課長） 先ほどのバスの件については、今後、そういう方が出てこられるという状況もございますので、ある機会を見て、個々の状況等を聞きながら、どのような対応

ができるのか、検討をさせていただきたいと思います。

10人以下でございますけども、へき地保育所を運営するための要件でございますして、厚生労働省が私どもに示している内容、実は、この10人というものしかないんですね。ですから、逆に言えば、10人以上は、答弁で言っている集団保育というんですか、集団での保育が期待できるといいますか、効果がある保育ができるという10人、そこを根拠というふうにしかならないご答弁はご用意できないわけでございますけども、少人数保育というのは、それぞれの個性ある子供が、やはり10人以下でございますと、性格が多種多様にある子供たちでございますけども、そこをもっと人数が多くなるとより幅が広い経験であるだとか、そういったことが子供たちの心に宿すといえますか、そういったことを集団保育として期待しているということでございますして、それが先ほどの10人でございますけども、10人以下になりますと、制度上、保育所という部分ではございませんので、現在では、その10人というふうにお答えするしかないのかなと思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 9人だったらできないというふうになっちゃいますね、これね。

あのね、子供たちって、人数が多いんじゃないくて、個々が一人一人認められていくんですけど、「ねえねえ」と子供が言ったときに、「なあに」と答えてくれる大人がどれだけいるかということなんですよ。そして、それが保育所の中で、人数が多くなると「ねえねえ」「なあに」じゃなくて、「ねえねえ」「うるさい」になってしまう可能性があるんですよ。幼児は、特に自分の疑問、それから自分を認めてもらう、受け入れてもらう、そこから子供たちというのは成長していくんですよ。とすれば、10人という制限じゃなくて、厚岸町として、10人でなくて、もっと保育の範囲を下げ、国の基準でなくて厚岸町として私は考えてほしいと思うんです。

へき地保育所ですから、床潭も今言っていましたけど、太田も、これが外れてしまいましたら、自分たちで探すと。保育所の保育士さんのほうは何とか考えて相談に乗ってくれるみたいですが、そうすると、保育士さんの、今2人入っていますけど、臨時職員1人分の人件費しか出ませんし、そうすると10人から1人減って9人になっても、今度は1人になってしまうという、子供たちの保育の状況が悪くなってしまうということが起きると思うんですよ。

だから、次の世代を背負っていく子供たちなんですから、やっぱりそこは、前の子供がたくさんいた時代じゃなくて、今、少子化の時代ですから、その10人というのを取っ払って考えてほしいと思います。

それから、心和園における託児所なんですけど、今のところ要望がないということで、置かないとなっていますけども、出ているんですよ。じいちゃん、ばあちゃんに保育をしてもらっているからいいんだという話なんですけど、そのじいちゃん、ばあちゃんが物すごい忙しくて、そのことによって自分たちの出かせなきやならない仕事とかも外に置いてやっているということもあるものですから、やっぱり、もし要望があれば心和園に託児所を設置するよというような前向きなことがあれば、そこで働ける人もふえてくると思うので、そういうことを考えてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 保育所の9人ならできないのかという部分については、現在のへき地保育所の制度の中では、できません。そこで、9人という人数は、この144万円の補助の中では、保育料の額にもよりますけども、私が考えるのは、144万円では恐らく1人の保育士しか雇えないだろうと思っております。

そこで、その1人の保育士が9人を見れるのかというところでございますね。確かに、年齢が3歳から5歳まで、3、4、5と3階層いるわけでございますけども、認可保育所では、3歳児というのは20名まで1人で見ます。見るんです。それから、4歳児、5歳児というのはそれぞれ30名まで1人で見ます。実は国の最低基準といいますか、最低基準を上回る厚岸独自の運営ができれば、それはやぶさかではないんですけども、一応最低基準をクリアする保育行政をこれまでやってきましたし、そういうことから考えますと、地域の保育所における9人というのは、1人の保育士で可能だというふうに考えております。

ただ、保育士資格の国家資格を受けて、合格してすぐの方、いわゆる実務経験のない方については、非常に大変であろうかなというふうに思っておりますけども、数年間の経験のある方でしたら、9人は十分可能でございます。ただ、お子さんの健康状態とか身体状況ですね、あるいは何らかの発育のおくれたとか、そういうことがある場合には個々に応じるとして、そういった個々の状況すべてを9人でできるということではございませんけども、人数的にはまず1人で可能な範囲というふうに考えております。

そこで、保育の質が落ちるといふ部分については、私、先ほどご説明したと思うんですが、3歳児は20人、4歳児、5歳児はそれぞれ30人を1人で見ているんだという部分で、認可保育所の保育というものもそういう状況だということをご理解いただければなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 心和園の職員におきまして、このような保育で祖父母に見ていただいていると、そういう情報としては聞いておりましたけども、そのこと自体が大変であるとか、託児所をつくってほしいという直接的な話は聞いていなかったものですから、このようなご答弁をさせていただきましたけども、基本的に、ご承知のとおり、心和園におきましては4月以降、増床に伴いまして非常に職員も増えております。増えておりますが、これからそういうことは想定されるだろうという認識は持っておりますけども、介護保険法や児童福祉法とかいろんなものを照らし合わせながら、施設の整備も進めなきゃいけませんし、そして何よりも幼児の安全性ですね、それとか幼児の教育、あるいは家族の協力等、いろんな視点から、観点から総合的に考えて、そして職員とのいろんな話し合いをした中で、今後どうするのかということをやっぱり将来的には考えていかなきゃならないのかなと。あくまでも託児所がありきではなくて、いろんなことを総合的に考えてこれからは考えていかなきゃならないことだなということは私自身は認識しております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 済みません、ちょっと時間がだんだんなくなってきたのであれなんですけど、3歳児が20人、4歳児が30人、そっちのほうの問題なんじゃないですか。何か子供たちをただ集めればいいというものでもないような気がしたんですけども、国の基準ですから、町でどうせという問題でないですけど、どこかそっちのほうの問題なのかなという感じがしました。だから10人で切るといのはちょっと納得できないんですけど、次に移ります。

ワクチンのことなんですけども、釧路市とかも全額補助とかになったんですけども、厚岸の場合のいつごろどういうふうにするかというのはどうなっているんでしょうか、それが聞きたいんですけど。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） いつからというお話については、まず、まだお答えできる段階でないということについてはご理解をいただきたいと思います。

1回目の町長答弁の中でも申し上げましたけども、北海道から説明いただいたのが13日でした。それで、厚岸町におきます対象者は、大まかに申し上げますと、子宮頸がんワクチンで約200人、それからヒブワクチンと小児用肺炎球菌のワクチンの対象者がそれぞれ約360人という人数で押さえております。

このワクチン接種事業そのものは、接種時の年齢によりまして3回から4回の接種という方も多く出てまいりますことから、接種事業を進めていく上では、初回の接種も含めて接種履歴の管理というものが一人一人に対して重要になってまいります。そういう意味で、管理する側のシステムそのものもこれに対応したものに直していかなきゃいけないというような問題もございまして、さらには、接種対象者が幼児であり、中学生でありという中では、保護者の方々にも制度の趣旨というものを十分理解してもらった中で、医療機関、それから教育委員会とも連携をさせていただく必要があるなというふうに私ども今段階では思っております。

そうした課題整理や接種事業における、標茶あたりは自己負担をいただくということも既に決められているようですが、自己負担の検討も含めて、現在、精査をさせていただいているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 ほかの町村でやっているの、何で厚岸できないのかなというのがあったんですけど、ヒブと肺炎球菌の場合は、これから、インフルエンザもだんだん増えてきています、今、風邪引いている人がいますけども、それに一度かかると、前にも話しましたが、とても重い症状になってしまうし、障害も残るといふこともあるので、なるべく早く作業をどんどん行ってほしいと思います。子供たちが小さいときに、2カ月か3カ月くらいから予防ができれば、ワクチンの接種ができれば、そういうのを抑えられるものを厚岸だけ抑えられないといふのはちょっと悲しいですからね。だから、ぜひそれは早く検討していい

てください。

福祉灯油についてなんですけども、灯油の値段というのは高いですよ。ことしも79円ぐらいしていますよね。この対象者の人たちの生活費とかというのは、そうしたら、改善したんでしょうかね。改善していないと思うんですよ。もっと悪くなってきていて、生活が大変になってきているところに、何で減っちゃったのかなと思うんですよ。

単純に60リットルとか、あのとき100リットルだったんですけども、一見、もっとあってもいいのかと思うぐらいのあれなんですけど、受けている人にとってはとても大事な助成だと思うんですよ。

前回、福祉灯油拡大で、平成20年には100リットルでしたよね。もっといろいろ考えて増やすことができないのかなと思ったんですけど、でも無理だとなっているんですが、灯油価格が極端な変動も見られないとなっていますよね。ということは、変わっていないということは、買うときにとても高い値段のものを買っていることだと思うんですよ。

それで、やっぱり生活はどんどん介護保険料やら年金とか、それから支払いが、医療費が上がったりして、年金からどんどん差っ引かれている量がふえていっているときに、この灯油の値段をそのまま前回より10円も高い状態でずっと推移していて、それで60リットルのままでというのは、ちょっともう少しきちっと考えてほしいなと思うんですけども、それはどうでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ヒブ、肺炎球菌につきましては、議員おっしゃるとおり、特に2歳ぐらいまでに重症化という危険性が多いというお話は、前にもご質問いただいた段階でも認識しているところでございます。

北海道のほうとしましては、国から財源となります交付金を受けて基金をつくるというスケジュールになっておまして、各市町村の事業スケジュールを、具体的に1月の中過ぎごろまでに事業計画をつくって出していきたいというような説明がございました。そういう意味で、議員おっしゃる早い時期にということについては、十分認識させていただいた中で、さらに精査をし、検討させていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 福祉灯油の関係でございすけども、まず、60リッターという量の目安でございすけども、よくご家庭で使われるポリタンクが3つ分といいますか、大体60リッターだと3つにおさまります。これが厚岸町が行っている現在の助成の実態でございまして、それが冬期間の全部の助成ということは議員もおっしゃっているわけでございすけども、当然一部というふうな助成になるわけでございすけども、その一部がどのぐらいなのかということも私ども知る必要があるということで、ちょっと実験してみたわけですけども、ご家庭のふろを沸かすだとか、全体の部屋を暖めるというイメージではなくて、反射板のポータブルストーブを1つ抱えたときのイメージでございすけども、寒い冬に少しでも温もりを感じていただきたいという部分では、60リッターというのはおよそポータブルス

トープですと3週間くらいなのかなというふうに、もちろん深夜は消して、朝から夜7時から8時ぐらいまでたいて、大体そういった60リッターを各家庭で消費されているのかなと。これが灯油の補正の内容でございます。

そこで、単価の変動、そうです、ここ数年大きく上がったり、いやいや上がったんだけど、冬にまた下がったんだよということがあったんです。そこで厚岸町がとった対応としては、基本的には60リッターという押さえでございましたけども、その年については、まずは冬期間を、一定の期間は変わらないとしたときに、単価が上がると当然お金がその分かかります。それを少しでも助成をさせていただきたいなということで、60リッターの80リッター、つまり20リッター分を経済的援助として補わせていただいたんですね。これが19年度でございました。

20年度は、さらに20リッター上がって100リッターになった。このときには135円くらいまででしたか、そういった値上がりだったのはご記憶があるかと思えますけども、それで多分冬も越してしまうだろうという状況だったんですね。ですから、北海道としても早く対応いただいて、通常の補助金の上乗せといいますか、していただいたんですね。それらもあって、厚岸町としても、通常60リッターでありましたが、100リッターと、そういった措置ができたということで、期間全体の助成というのは到底及びせんけども、そういった冬期間にかかる経費の増大に対応する経済的負担への援助といいますか、こういったことも考えた内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 だけど、本当に60リッター、3週間分の、3週間だけちょっと暖かければいいと、そういう問題ではないと思うんですけどね。100リッターだともっと、ちょうど一番寒い時期に助かるんでないかなと思うんですけど、それはもう少し考えてほしいと思います。

福祉タクシーのことは検討してくれると言っていましたので、省きますが、いろんな方面から考えたいと言っていますので、ぜひ、町民が参加した形で話を進めていってほしいと思います。

あと命のバトンなんですけども、年度内には対象者の皆さんへお届けしますということなんですけど、この対象者を65歳以上全員に届けるということにはできないんですか。65歳以上全員に届けることができたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、それはできないのかどうか、どうなんでしょう。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 生活交通のほうでお答えしました厚岸町における今後の公共交通のあり方についての協議会を開く際には、十分ご意見を尊重させていただきたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 命のバトンの配付対象者の部分でございますが、初年度ということで、1回目で申し上げましたように、対象者を絞らせていただいた中で実施をさせていただくということでスタートいたしました。

今後におきましては、効果も含めて検証させていただきながら、対象者の拡大ということは当然検討させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） 以上で、15番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、11番、大野議員の一般質問を行います。

11番、大野議員。

- 大野議員 平成22年厚岸町議会第4回定例会におきまして、さきに提出しております通告書に従い、1回目の質問を行いたいと思います。

まず1番目として、T P P交渉について。

国は、T P P交渉参加の可否を来年の6月までに決定するとしていますが、農業団体、漁業団体、そのほか第1次産業にかかわる人々が断固阻止を訴えております。そこで、厚岸町はどのような認識でいるのか。

2番目として、災害対策についてであります。

ことし9月に、J A釧路太田管内の組合員、これは釧路町に所管する農家なんですけれども、そこの2戸の牧草ロールが、大雨といいますか、ゲリラ豪雨といいますか、そういう災害で海へ流出するという災害が発生しました。この牧草ロールを回収するために、釧路町の漁師ですとか、土建会社の重機等々を頼んで回収に当たったわけなんですけれども、多額の費用が発生しました。この負担はまだはっきりとは聞いておらないのでわからないんですけれども、こういった場合、厚岸町は、個人に限定できますので、そういった災害に対して何かの救済措置はないのかをお伺いしたいと思います。

三つ目であります。太田地区公民館について。

1としまして、耐震診断の結果が本年11月末までに出ると聞いておりますが、その状況はどうなっているのか。

二つ目として、診断結果にもよりますけれども、補強工事等を行わないで建てかえる考えはないのか。

以上の点をお聞きしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 11番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のT P P交渉について、国はT P P交渉参加の可否を来年6月までに決定するとしている。農業団体、漁業団体、その他1次産業にかかわる人々が断固阻止を訴えている。町はどのような認識をしているのかについてであります。菅総理は、10月1日に招集された第176国会の所信表明演説で、「米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシアなどのアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備し、かけ橋としてE P A、F T Aが重要で、その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自

由貿易圏の構築を目指し、東アジア共同体構想の実現を見据えて、国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います」と唐突に表明し、全国の農林水産業関係者へ衝撃と不安を与えました。

その後、国は、農業構造改革推進本部を設置し、来年6月をめどに基本方針を決定するとし、10月には中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定するとしています。

さらには、米韓FTAが合意されたことにより、経済団体から政府へ早期TPP交渉参加への圧力が高まることが予想されます。

政府は、本年3月に食料自給率50%を目指すとした、新たな食料・農業・農村基本計画を策定したばかりであります。

農産物の関税撤廃で、日本の食料自給率は13%に低下すると農林水産省は試算をしています。

食料の確保は、軍事、エネルギーと並んで国家存立の重要な三本柱の一つであるというのが世界の常識と言われていることから、厚岸町のみならず、日本の農林水産業や地域経済に大きな影響を与え、崩壊を招く、TPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加は断固反対というのが私の考えであります。

今月11日には、釧路市において、TPP交渉参加断固阻止釧路地区総決起大会が開催され、多くの農業、漁業、林業生産者、経済団体、消費者団体、議員各位や関係機関が集まり、オール釧路でTPP交渉参加断固阻止することを確認したところであります。

北海道においては、北海道経済連合会もTPP参加反対を表明しておりますし、今後、北海道や町村会、農協、漁協などの産業団体、経済団体と連携しながら、日本政府のTPP交渉参加阻止に向けた取り組みに積極的に参加し、訴えていきたいと考えております。

続いて、2点目の災害対策について、ことし9月にJA釧路太田の組合員2戸の牧草ロールが大雨で海へ流出するという災害が発生し、牧草ロールを回収するために多額の費用が発生した。厚岸町は、こういった災害が起きたとき、個人に対して救済する手段はないのかについてであります。自然災害や火災などの災害による被害を受けられた被災者への厚岸町の救済手段につきましては、町税、国民健康保険税、各種保険料、使用料、手数料、いわゆる公共料金について、その損害の程度に応じた減免措置や徴収猶予の制度のほか、災害見舞金の支給などを関連する条例で規定しております。

また、過去において、多数の町民や事業者に多大な被害が及んだ釧路沖地震、北海道東方沖地震、平成15年十勝沖地震においては、その都度、直ちに特例条例を制定し、被災者に対する災害見舞金の支給や災害援護資金の貸し付け、事業者の復旧資金の借り入れに対する利子補給の制度を設けてまいりました。

しかしながら、これらの制度を受けることができる対象世帯または対象者は、災害により住宅が全壊、半壊または被害額が50万円以上の場合に限るものであったり、災害により死亡、負傷した場合のものでありますので、このたびのような住宅、人身以外のものの被害に対する救済制度については設けておりません。ご理解願います。

太田公民館につきましては、教育長から答弁があります。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 次に、私からは、3番目の太田地区公民館についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の耐震診断の結果が11月末までに出ると聞いているが、その状況はどうなっているのかとのお尋ねであります。

ご存じのとおり、太田地区公民館は、昭和49年12月に鉄骨平屋建てで、615平方メートルの面積で建設され、ことしで36年経過し、また、地域の防災避難施設としての役割を持っております。

近年、防災拠点となる公共建築物に地震被害が発生し、地方公共団体における災害対応能力の向上が大きな課題となっており、ことし9月に太田地区公民館の耐震診断業務を発注しております。診断業務の工期はことし9月13日から平成23年3月10日までで、現在、請け負った業者が建物の評価をしながら、構造計算、図面の作成、製本をし、今後診断の判定を受けるべく申請書の作成に取りかかっている最中であります。したがって、正式な診断結果については、来年3月になることをご理解願います。

2点目の補強工事を行わないで建てかえる考えはないかとの質問でございます。

教育委員会も建てかえを視野に入れ、補助率の高い農業関係等の補助制度をいろいろ模索いたしました。現在のところ、条件のよい補助制度が見つからない状況でございます。また、現在の公民館は、平成3年に太田地区農村基盤整備事業の補助金2,090万9,000円を受け、講堂の一部67.6平方メートルを増築しており、この部分の財産処分制限期間は34年、残存期間は残り15年ほどあり、取り壊し、あるいは建てかえを行う場合には補助金の返還が伴うこととなります。

また、建物を壊し今までと同様の面積で建てかえをすると多額の工事費がかかることから、来年3月に出る耐震診断の結果と厚岸町の財政状況及び他の町有施設の改修計画等を踏まえ、平成23年度に太田地区住民の皆さんと、これからの公民館のあり方について総合的に検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 まず、T P P交渉についてでありますけれども、町の認識、見解は、さきの、11日にありました釧路の決起大会でも、町長、副町長、それから産業振興課の皆さんが出席して、頭に鉢巻きを巻いて、断固阻止の訴えをしていただいたので、わかってはいるんですけども、先ほど詳しいことは13番議員さんのときにもおっしゃってございましたので、重複するような質問はしませんけれども、やはり国がT P Pに参加を表明しますと、本当にこの町、一体厚岸町はどんななってしまうんだろーと考ただけでもざわっとするような、僕自身も家業は酪農家ですので、多分、一番先になくなるのはうちだと認識しておるんですけども、たとえ85%酪農家がなくなっても、あとの残り15%が生き残ったとしても、多分、みんなやっていく意識は薄れてくるなど、そんな気がするんですけど、町としては、まずその辺の認識を聞かせてください。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今、議員おっしゃったような85%が壊滅すると。15%残った農業者もやる気をなくして消滅しちゃうじゃないかと。確かに議員おっしゃるように、85%が壊滅して15%が残ったにせよ、1次産業を支える者にとっては、働く意欲も含めて、それから関連する波及も含めて、町全体がそういうふうに疲弊していくという現象であれば大変なことになるだろうということは、町も認識しております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 そこで、参加を表明される、消滅するかどうかはちょっとわかりませんが、やはり国内の農業なり第1次産業の施策をきちっとしていただかないと、国際力に対抗できる基盤の整備をしなければ、多分太刀打ちできないと思うんですね。それで、やっぱり厚岸町として国に、TPPに参加をする前に国内政策の要望といいますか、充実せよという訴えをぜひ精力的に行っていただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

さきの答弁でもお話しいたしましたが、突如として国会において表明をした、その理由については、先ほどの13番の質問の中でもお話しいたしましたが、全く国の施策、ご承知のとおり、自給率を今日の40%を50%にするという計画を立てたにもかかわらず、TPPによって13%の自給率に下がるというような状況でございます。

私も、他国についていろいろと勉強させていただきました。日本は全くその対応ができていないような状況にあることは事実であります。そういう面、今、大野議員から質問がありましたとおり、その対応策について強く国に要求することは当然であるということがわかりました。

例えば、韓国は、自由化に先立ちまして、2003年、平成15年から10カ年で、韓国ウォンにして約10兆円、日本円にいたしますと30兆円も講じて、その対応を既に行っているという実態であります。さらには、フランスにおきましては、軍事力と食料が重要であるとの思想から、食料自給率を既に110%にまでもいたしております。

こういう他国の中でのTPPの締結についてはいかがなものか。我が国の農業政策については、今お話ありましたようなそういう状況の中で、日本ももっとその対応を強固なものにしていかなければならない、それは当然のことです。今後の要請活動の中でもさらに声を高くして訴えてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 今、町長からご答弁いただきました。私どもと同じ認識でおるといのは重々わかっています。

そんな中で、町の首長として国政のほうへ出向かれる際、多々あろうかと存じますけれど

も、そのときになお一層のご提言をいただいて、ご尽力いただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、災害対策であります。

人身と建物等以外には一切救済措置はありませんと、端的に言うとなんか事なんですけども、果たしてそれで、一応、被害者といえば被害者なんですよ。

最近の雨って1回に降る量が多くて、皆さんもご承知のとおりだと思いますけれども、川のそばとかに住んでいるような人だと、本当に夜も多分うかつに寝てられないんじゃないかな、そんな気さえ起こるんですけども、河川の管理とか、そんな点ではどういう対応をとるのでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 河川の管理についてでございます。

河川管理者について、いわゆる警報、注意報等々の予想に準じて、気象庁のほうからそういう情報が流れて、釧路土現、今は釧路建設管理部のほうから警戒情報が役場のほうに参ります。それに伴いまして、その水位の状況によって、いわゆる避難ですとか、そういう状況をとる態勢を、役場としてはその情報に基づいてとっていくという状況の体制をとっているところでございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 今、総務課長の答弁だと、警報とか出ないと、もちろん出動態勢にはならないと思うんですけども、不慮の事故といえば不慮の事故かもしれないんですけども、この釧路町の2戸の農家は、自分の敷地内に積んであったロールが、雨が降っている最中は大したことなかったんですけど、水が引いていくときに持っていかれたというのを聞きました。一般的に住宅とか建物は、多分保険に入っているので何らかの被害があったときには、その保険対応になるんですけども、今のところ、この牧草というか、保険あるのかないのかも僕ちょっと調べていないのでわからないんですけども、太田だと余り海まで行くということが考えられないんですけども、多分30分か40分で海まで行っちゃったとって、たまたま漁業者に被害が、多分聞いていないと思うんですけど、何か報告受けていますか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

現在のところ、もう既に9月19日の発生から現在まで、漁業者が主に危険性というか、それを考えておった、牧草ロールを巻いている、いわゆるPP、ポリプロピレンのものが、あれが浮遊して、船外機ですとか、漁船のエンジン部分のプロペラ等々に巻きつくのではないかという懸念がかなり最初されました。ところが、現在のところ、そういうことがあったという情報は漁業協同組合と、それから個人の漁業者等からは入っていないところでございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 今のところ、直接被害、事故が発生しておらないということなんで、ちょっと一安心なんですけれども、厚岸の海に多分流れ着いたとしたら、どんな状況になっていたんですかね。その辺、想像できますか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

牧草につきましては、多分、推測ですけれども、水を吸って海中に沈み、腐敗をして、もうなくなっているとは考えられるかと思います。ただ、このロールにつきましては、分解するものではない。底に沈んでいるか、浮遊して海岸に、いわゆる漂着するかということになるかと思えます。

現在のところ、海岸に黒または白のそういうロールが漂着したという連絡も受けておりません。したがって、海中に沈んでいるのではないかという推測でしかありませんが、これは推測ですので、はっきりとはお答えいたしません。実態だけを申し上げますと、海岸等に、いわゆる漂着したという報告も受けていないところでございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 直接被害がなくて何よりだと思えるんですけれども、前回、鯨が漂着したときありましたよね。それは所有する人は、鯨ですから、だれとはなりませんけれども、そういうのはやっぱり、大黒島に漂着した場合は厚岸町がその処理をしなければならぬんですよね。牧草ロールは個人が断定できるのであれなんですけれども、故意に流したものじゃないから、この釧路町さんの場合は何かその費用弁償するのに、町3分の1、農協3分の1、個人3分の1とちょっと伺ったんですよ。こういった場合、厚岸町もそういう考えが、災害認定になればいいんですけれども、範囲が狭くて、やっぱり大々的な災害には認定されないとなった場合、所有は自分のものだけど、自然災害で行っちゃって、集めなきゃならないと。そういったときに、本当にみんなの手を借りて回収したんですけれども、果たして全額、本来はやっぱり自分で持たなきゃならないものなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

9月19日の予想だにしない大雨、ゲリラ豪雨という言葉で表現しておりましたが、本当に大変な大雨の結果、あのような被害に相なったわけでありまして。

当産業を守っていただいております釧路太田農業協同組合の組合員であるということで、厚岸町といたしましても、それなりの対応をしなければならないということで、いろいろとその施策等も踏まえて考えておったわけでありまして。しかしながら、その組合員は釧路町在

住だと。すなわち鉏路町に住んでいる方であるというのがネックであったわけであります。そこで私どもといたしましては、在住の鉏路町とも連携を密にしながら、いろいろとその対応をしておったわけであります。

しかしながら、鉏路町といたしましても、個人の災害に対する対応は大変難しい。しからば団体として、その費用等も積算の中でどの程度被害額として上げられるのか、団体として町のほうへ上げていただく中でいろいろと対応したいということであったわけであります。

そこで、11月25日に鉏路太田農協から鉏路町に、その被害額の積算の中でお願いをしたという経過がございます。そこで、今、大野議員からお話がありましたとおり、鉏路太田農協、そして鉏路町、それから個人等の中で、それぞれ災害の対応にかかった費用については負担をするというような内々のお話を承っておるところでございます。まだ正式には承っておりませんが、そういうことにはなるんでなかろうかと思っておるわけでございます。厚岸町におきましても、そういう事態が起きた場合どうするのかということではありますが、個人ということになりますと、第1回目の答弁でお話をいたしましたとおりでもありますし、また、その実情といいたし、被害の状況等もいろいろと考慮しなければならない課題でもなかろうかと思っておりますので、その実例によっていろいろな条例等に基づいたものも出てくるのでありましょうし、また、政治的判断も時にはあり得ることもあるだろうと、そのように考えております。

やはり民生の安定、一番大事なことであり、また営業に大きく影響するというのであれば大変なことでありますので、町としても、その民生の安定という面からも対応していかなくちゃならない、そのように考えている次第でございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から総括的な答弁をいただいたので、起きたのは鉏路町ですけれども、本当にいつ起こるか分からない最近の自然災害でございます。厚岸町で起きた場合は、個人のものといえば個人のものなんですけれども、地域に住む住民として、こういった場合、農業ですと農協も多分何とか動いてくれるだろうし、やっぱり3者とといいますか、個人と農協と町といろいろ協議を重ねた上で、余り個人負担のかからないような方法で、産業を推進して行ってほしいなど、そんなふうに思います。

次に、3番目の太田地区の公民館についてでありますけれども、耐震診断が来年の3月にならないと結果が出てこない、先ほど1回目の答弁にありました。また、建ってから36年経過しているんですけれども、途中、増築工事とちょっと改修工事をしておるのが、残りあと15年たたないと壊すことも何もできないんだよと、だから建てかえるには余り条件のいい補助制度もないし、今のところ見つからないから、どうしようもないんだよというような、端的に言うとそんな答弁なんですけれども、多分、推測にしかすぎませんが、あの構造からいって耐震にはひっかかるんじゃないかと僕はそういう認識でおるんです。

あそこの公民館は太田地区の中心にありまして、かなり利用の多い施設だと思うんですね。それで、耐震でひっかかると即使用できなくなるというのか、何らかの手を施さないと、多分許可しないんでしょうか、これ。使用に。どうなんですか。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（稲垣課長） お答えします。

今の段階、耐震診断業務が行われている最中ですので、何とも言えないですけども、来年の3月の段階になりまして結果がはっきり出ます。そうなったときには、よしんば基礎部分とかつがなくてもいい、例えば、天井部分のはりとか柱の部分の補強工事で済むようであれば、まず、その補強工事をしてから使っていただくという形になると思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 耐震診断結果も出ないのに、ああせこうせと言うのはちょっと無謀なのかなとも思うんですけども、僕は自治会要望か何かの回答書で、11月末に結果が出るとちらっと見たような気がして、そんなのが頭に残っていてこういう質問したんですけども、やはり自治会要望もしているとおおり、基本的に建てかえてほしいんですよ。

それで、補助事業もないからできないんだよと。大体あの大きさぐらいを建てるのには幾らくらいの工事費がかかるんですか。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（稲垣課長） はっきりした答弁にはならないかと思いますが、新たに建てるとしたら、それだけで、あのぐらいの規模の建物ですと約1億円はかかると思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 壊す費用は別と考えると、新たなところにあの大きさをぼんと建てるのと1億円ぐらいなんですか。いや、1億円ぐらいというのはちょっと適切かどうかわかりませんが、1億円程度で建つんでしょうか。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（稲垣課長） 公民館ですけども、昭和49年に建てた建物です。そのときで7,100万円ほどかかっております。それと平成3年に67平米ぐらい、農業の関係の補助事業で増築しています。その増築した部分は2,600万円ぐらいかかって、合わせて9,700万円ぐらい、当時でかかっております。それを今に換算しましたら、やっぱり1億円ぐらいの経費がかかるのかなと。これは推測ですけども、思っております。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 僕は多分3倍ぐらいかかるんじゃないかなという気がするんですけど、建設課の詳しい方おられないので、概算ですけどね。1億円や多分それぐらいで建つんなら、町長う

んとすぐ言ってくれるんじゃないかなと思うんですけども。

やっぱり太田の住民が、お年寄りの方から幅広い年齢で毎日のように使用しておられる公民館ですので、ぜひとも前向きに検討を重ねて、今、政権がかわって、予算規模自体は抑えられていないんですけども、やっぱり無駄を省くためには公共事業の削減がどうしてもそういう対象になっておるんですけども、皆さんの、その頭のいい課長さんたちのお知恵をいろいろお借りして、ぜひ何とか建てかえる方向へ行ってほしいなど、そんなのが願いでありますけれども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） お答えいたします。

確かに農業関係に限らず、箱物に対する補助金が少なくなっているというのは間違いないんだというふうに思います。

ただ、まず一つは、3月に耐震診断が出て、どの程度かかるかというのを踏まえた中で、もう一度住民の方とお話をしていきたいなというふうに考えていますので、まずは耐震診断の結果が出てからということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 来年の3月に出るということなので、また機会があれば、お聞きしたいなと思うんですけども、やはり、それこそ費用対効果ではありませんけど、耐震で補強工事するのに1億円出たと。そんなの直してもいられないとなったら考えてくれるんでしょうけれども、耐震診断の結果を見ながら太田の地域住民と協議の上進めていくということなので、そういうことで、ぜひ地元の意見を取り入れながらやっていってほしいなと思ひまして、これで最後といたします。

●議長（南谷議員） 以上で、11番、大野議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

2番、堀議員の一般質問を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 私は、平成22年厚岸町議会第4回定例会に際しまして、さきに通告いたしました次の2点について質問をするところであります。

まず1点目、第3種厚岸漁港門静地区漁港施設についてであります。

(1)として、施設整備の概要について。

ア、現在建設中の門静地区漁港施設の整備目的及び施設の概要をお示し願いたい。

イ、外郭施設及び道路を除く各施設の利用計画はどのようになっているのか。また、施設規模に当たって、どのような算定をされているのか。

(2)は、施設の利用についてであります。

ア、この施設の利用調整はどのようにされるのか。

イ、この施設を有効に利活用するための固定型ウインチ、電気や水道の整備はどのようになっているのか。

(3)といたしましては、施設の防災対策について。

ア、この施設の立地を考えたとき、防災対策、とりわけ津波対策について講じる必要があると思われるがどうかであります。

2点目は、本年の猛暑による1次産業への影響についてであります。

(1)影響及びその額並びに今後の課題についてをお聞きします。

ア、ことしの異常気象と言える猛暑によるプラス・マイナスの影響が各産業であったと思われるが、町ではどのように把握しているのかをお聞きします。

イ、来年以降もことしのような猛暑がたびたび来ると仮定したとき、その対策について、今から検討と実験を重ねていく必要があると思われるがどうかであります。

以上であります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の第3種厚岸漁港門静地区漁港施設についてであります。初めに、施設整備の概要についてのうち、アの現在建設中の門静地区漁港施設の整備目的及び施設の概要をお願いしたいですが、門静地区の漁港施設の整備につきましては、門静、苫多地区の漁業者が、前浜において出漁、陸揚げ作業を行っており、漁船の上げ下ろしや昆布などの陸揚げに多大な労力を費やしているため、これら労力の軽減や効率化を図るとともに、新たに創出される静穏域を活用して、カキやウニかご養殖などの新たな取り組みを推進するとして、平成20年7月25日に着工式を行い、平成24年春の完成を目指して整備が進められているところであります。

施設の概要については、道路が824メートル、護岸が201メートル、防波堤が150メートル、船揚場が90メートル、陸揚げ用岸壁が100メートル、休憩用岸壁が70メートル整備されることになっており、この中に漁船保管用地が1,538.02平方メートル、野積場用地が2,915.27平方メートル、駐車場用地が749.27平方メートル造成されることとなっております。

次に、イの外郭施設及び道路を除く各施設の利用計画はどのようになっているのか。また、施設規模に当たって、どのような算定をされているのかについてであります。漁船保管用地については、常用時の利用隻数が37隻から算出された所要面積1,371.22平方メートルに対して、1,538.02平方メートルが整備され、十分な面積が確保されております。しかし、荒天時や越冬時に施設を最大限利用する状況では、地域全体の隻数を72隻とし、所要面積2,668.32平方メートルが必要となります。充足率としては57.6%であり、不足する状態となりますが、

一部船揚場用地を利用することにより、必要面積が確保されることとなっております。

野積場用地については、漁港整備後、カキの中間育成やウニかご漁業などの新たな漁業が創出されることを想定して整備されております。新たに創出されるウニかご漁業を地域の経営体35件と想定した場合、所要面積は4,361平方メートルになります。計画面積としては2,915.27平方メートルであり、充足率66.8%ではありますが、利用時間の違いや漁業者相互の協力的な利用がなされることなどが考慮され、この計画面積となっております。

駐車場用地については、昆布盛漁期に乗用車33台が利用できる面積として、749.27平方メートルが計画面積となっております。

陸揚げ用岸壁については、所要延長が108メートルに対し、100メートルの岸壁が整備される計画となっております。また、休憩用岸壁については、所要延長が102メートルと算出され、70メートルの岸壁が整備されます。充足率としては、陸揚げ用岸壁93%、休憩用岸壁69%と不足した計画延長ではありますが、整備岸壁は、陸揚げ、休憩相互の機能を備えており、漁業者相互の協力的な利用がなされることにより、必要延長が確保されることとされております。

船揚場については、荒天時に全隻数72隻が同時に利用した場合の所要延長は135メートルありますが、相互の協力や漁船保管用地の利用を考慮し、90メートルの計画延長で整備されることとなっております。

次に、施設の利用についてのご質問のうち、アのこの施設の利用調整はどのようにされるのかについてであります。この施設の利用方法については、平成20年に着工する以前から、地元漁業者、開発局、厚岸漁業協同組合、厚岸町で協議を続けてきているところであります。現在は、特に船揚場の利用者及び物揚場利用者を決めて、船を巻き上げるためのウインチ小屋や、岸壁から昆布などを陸揚げするためのホイストと呼ばれる物揚げウインチをどのように設置するのか調整を急いでいるところであります。

漁港施設につきましては、基本的には漁業者であればだれでも利用できることとなりますが、この門静の漁港は、基本的にこの地域の漁船の保管場所及び昆布の陸揚げを想定しておりますことから、まずは地元漁業者の利用を基本として、厚岸漁業協同組合とも協議しながら調整を進めているところであります。

次に、イのこの施設を有効に利活用するための固定型ウインチ、電気、水道の整備はどのようになっているのかについてであります。固定型のウインチにつきましては、船巻き用のウインチと物揚げ用のウインチを設置する必要がありますが、この設備につきましては固定する必要があることから、国から漁港施設の使用許可を取得する必要があります。この許可は共同利用施設との位置づけから個人には許可されませんので、厚岸漁業協同組合がまとめて申請を行い、許可を受ける必要があります。現在、この許可が平成24年3月の工事完成に合わせて取得できるよう調整作業を急いでいるところであります。

また、電気設備については、当初は照明用の電気設備しか設置されないとのことでしたが、船や物揚げのウインチには電気が必要不可欠として、北電及び開発局に強く働きかけた結果、ウインチの設置場所まで北電により電線が整備される方向で協議が進められております。

水道設備につきましては、漁港整備の中での設置を要望しておりましたが、国の直轄事業での整備はできないとされたことから、どうしても必要である場合は、別途、町が漁港環境整備事業などの補助事業による整備を目指すか、水道事業による整備を検討する必要があります。

ます。しかし、地元漁業者と利用方法を協議しましたが、現状では具体的な利用を想定できないということから、水道の整備については、現在は考えておりません。

なお、トイレにつきましては、港町地区の船揚場と同様、簡易トイレを設置したいと考えているところであります。

次に、施設の防災対策について、この施設の立地を考えたとき、防災対策、とりわけ津波対策について講じる必要があると思われるがどうかについてであります。この門静漁港については、施設としての津波対策は講じておりません。これは、漁港施設のみで津波対策を講じることは、漁港施設の役割や構造設計、費用対効果の点から十分なものとはならないため、特別な被害を受けた漁港は別として、基本的に津波対策はしていないということであります。

こうしたことから、この漁港の供用開始に合わせて、人命確保を最優先する観点から、漁港で働く漁業者への伝達方法について検討するとともに、避難ルートや避難場所等、津波来襲時の対応などについて、利用漁業者との確認作業を行い、万全を期していきたいと考えているところであります。

次に、2点目の本年夏の猛暑による1次産業への影響について、影響及びその額並びに今後の課題についてのご質問のうち、アのこし異常気象と言える猛暑によるプラス・マイナスの影響が各産業であったと思われるが、町ではどのように把握しているのかについてであります。まず、漁業につきましては、猛暑によるものかどうか一概に判断できないということをもっとご理解いただきたいと思います。

その上でお話をさせていただきますが、マイナスの要素としましては、こしの夏に厚岸湖内において、昨年、宮城県からカキの稚貝を付着させたホタテ盤を移入し、厚岸湖内に垂下しておりますが、このカキにへい死が起こっております。こし春に移入したカキには問題は起きていないことから、一概に水温が原因とも言えない状況にあり、こしから厚岸漁協において、その要因を探るためのカキのへい死調査が始められたところであります。

また、その影響額については、厚岸漁協において8月末と9月初めに全カキ漁業者へのアンケート調査を行いました。回答が十数件ということで、詳しい状況の把握は困難な状況にあります。何とか影響額を出すとした場合、へい死したカキはこの冬から来年春にかけて出荷を予定していたカキでありますから、来年の出荷量を把握した段階で、前年と比較することにより、へい死の影響額を算出するより方法はないものと考えております。

その他にも、こしはサンマとアキサケが大きな不漁となっております。

サンマについては、9月9日の時点で、数量では対前年比18.3%の1,771トンで、11月末現在では64.1%の1万4,995トンとなっております。アキサケについては、11月末現在で、対前年比58.7%の240トンで漁期を終えております。

このサンマ、アキサケについても、こし水温が高かったために、この道東海域への来遊が少なかったという説もありますが、この要因についてはさまざまな説があり、まだ特定されたものではありません。

次に、プラス要素になるかどうかわかりませんが、当町では、イカが昨年に比較すると87.7%の733トンと100トンほど減少しておりますが、例年に比較すると高水準で水揚げがされております。こしのイカ漁は道南が不漁で、羅臼や稚内が極端な豊漁になっており、その中間にある厚岸沖でも順調に漁獲されているという状況です。こうしたことから、これもやは

り温暖化で水温が高くなっていることの影響ではないかと考えられている説もあるところがあります。

次に、農業であります。今夏の猛暑によるプラスとして、牧草収量及びデントコーンの収量がふえたことが挙げられます。

牧草については、7月の降雨が一番草の収穫に若干影響し、栄養面での心配がありますが、収量では、一番草でヘクタール当たり平均で25トン、二番草で約15トンの合わせてヘクタール当たり約40トンの収穫となり、平年と比較し、5%の増となっております。

デントコーンでは、秋に一部病気が発生しましたが、収量はヘクタール当たり50トンと例年より25%の増となり、また、コーンについても、黄熟初期が大半で例年のない豊作だと言えます。

粗飼料の生産についてのみでいえば、猛暑がよい方向に作用したと言えます。

次に、マイナス面であります。今夏の猛暑が続くころから懸念されたとおり、9月に入ってから乳量生産の減少が続いております。釧路太田農協によりますと、9月で対前年比99.3%、10月は98.4%、11月は98.9%と落ち込んでいるとのこと。また、乳量とともに脂肪率及び無脂固形率も1～3%ほど落ち込んでいます。さらには、乳牛の受胎率が落ち込み、分娩間隔が長くなっているとも聞いております。このことは、一概に猛暑の影響と言えない面もありますが、何らかの関連があるものと考えています。

次に、これらに伴う影響額であります。乳量の減や脂肪率などの低下、分娩率の落ち込みによる影響額は、一月単位で算出することには無理があり、現在集計しておりません。1年間を通して乳量や脂肪率などの増減、それに対する乳価の状況などを比較して初めて影響額が出てくるものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、イの来年以降もことしのような猛暑がたびたび来ると仮定したとき、その対策について今から検討と実験を重ねていく必要があると思われるがどうかについてであります。漁業における対策については、サンマやアキサケの不漁の原因究明等については、当町が対応できる問題ではありませんので、専門の機関にゆだねるより方法がありませんが、カキのへい死問題については、当町としてもその対策の検討が必要であると考えており、厚岸漁協からも、今年から漁協独自で始めたカキのへい死調査に対して来年以降の助成要望を受けておりますので、当町の特産品であるカキを守るため、積極的に支援していきたいと考えております。

次に、農業における対策であります。牧草やデントコーンには引き続き好影響となるものと考えますが、さらなる良質な粗飼料生産のためには、定期的な基盤整備が必要であります。

国における土地改良事業費が削減されており、計画的な草地更新に影響が出ており、事業費の増に向け、関係機関と連携し、国に対して要望しているところでもあります。

また、ホルスタインは、暑さに弱い品種であり、畜舎の換気や通風が不可欠となっております。これら暑さ対策を含めた営農指導や各種伝染病の防疫対策について、今後とも、農協、農業共済厚岸診療所、農業改良普及所と連携を強化しながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 それでは、まず、第3種厚岸漁港門静地区の漁港施設についてということで聞きます。

それで、算定基礎となる数字というものをいろいろと教えていただきました。また、目的というものも示していただきまして、ありがとうございます。

まず、お聞きしたかったのが、施設建設当時は常時の利用漁船数37隻というもの、また、地域全体の隻数が72隻というふうになっていると思うんですけども、平成20年の着工ですから、事業計画自体は18年とか、そのくらいの隻数というものが根拠になって積算というのがされていると思うんです。それから考えると、もう既に5年ほどたつわけなんですけども、現在の門静、苫多地区の登録漁船数、それと利用漁船数となる数字というものは何隻になるかというのはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問にお答えいたします。

平成21年12月31日現在でございますけども、登録漁船数、門静地区におきましては漁船数35隻、苫多地区においては34隻、合計69隻。それから、漁家の件数でございますけども、門静漁港におきましては19件、苫多につきましては20件、合計39件の漁家数でございます。

それから、利用者、利用船につきましては、今、ホイストだとか、それからウインチとかについて利用する漁船数、それから漁家の件数については、今調整中でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、建設当時よりも若干漁家数の減少とか、保有漁船の効率とかということで、隻数というのは減っているというふうに私も思っているんですけども、そうすると、建設当時の施設規模というものがどうしても、あの地域だけを限定とした当初の計画というものをもっていったときには、どうしても余ってしまうというか、遊んでしまう施設というものが出てくるんじゃないのかなと。実際に船揚場にしても、漁船保管ですね、1,371.22平方メートル、これは37隻分での数字ということに対して、1,538.02平方メートルという整備がされると。なおかつ、これよりも余ってしまうといったものの隻数が減るということを考えたときには、もっともっと船揚場についてもあくところが出るんじゃないのか。これは、同じく物揚場についても言えますし、あとは野積場とか、そういった施設全体が余ってしまうというような感じになるということの中での現状だというふうに認識してよろしいんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 今のご質問で、漁船保管用地であれば1,371.22平方メー

ルに対して実施規模、施設の概要が1,538.02平方メートルということで、それでいけば167平米ぐらい余るんじゃないかというご質問でございますが、これにつきましては、所要積算基礎ということで、常用時、それから荒天、越冬時という考え方がありまして、常用時での面積算定、積算基礎は1,371.22平方メートルでございますけれども、荒天、越冬時に対しましては72隻というマックスの計算で行っております。マックスで行っておりますけれども、マックスが2,668.32平方メートルという所要積算基礎ですけれども、実際の実施規模は1,538.02平方メートル、先ほど町長からもご答弁申し上げたように、そういった実施規模になっております。

あくまでも、議員ご存じのとおり、この利用実施規模というのは、常用時、それから荒天、越冬時だとか、マックスをとりあえず計算すると。ただ、そのマックスがすべて本当に必要なのかと。ご質問者、議員おっしゃっているように、逆にあくところがあるのかなのかと、あくんじゃないのかというご質問で、今の私の説明は逆の言い方でございますけれども、その利用につきましては、常用時でのことをまず超えているということで、効果的には逆にいい方向でありまして、今の漁船数が減っているという状況であれば、その利用価値につきましては、さらに促進されるということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 私も、余るからだめだというんじゃないくて、逆に余ることによって、これが当初、門静、苫多地区の漁家だけを対象にしていますけれども、盛漁期なりでも若干余裕が出るというようなときには、例えば町内、他の地区の漁業者がここの施設をもっと積極的に活用ができるようなことが図れるんじゃないのかなというふうに私も思って、こういう聞き方をしたんですね。

門静、苫多地区、利用漁船の盛漁期というものは、当然ここの地区だと昆布漁業だというふうに思いますので、大体5月から11月ぐらいまでだというふうに思うんですね。それは、物揚場も使うにしても、やはりその時期ぐらいが主に使うというふうになると思うんですけれども、その残りの半年の部分という中では、物揚場とかも、もっとほかの地域の人方が使えるようになるんじゃないのか。ここではカキやウニかご養殖なども、新たな取り組みを推進するというふうになっています。こういうようなものにも、あの地域だけに閉鎖したものじゃなくて、もっとほかの地区の漁業者が使えるような形の中で、もっと開いたような形というものが必要じゃないのかなというふうに思って質問しているんですけども。

そういうような利用というものは、今、これは後からの利用のほうにもかかわってくるんですけども、そういうことというのは想定され、また、調整というものもされているんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 議員おっしゃるとおり、野積場の用地などの算出につきましては、ウニかごや将来のカキ養殖など、いろんな将来計画も含めて所要積算をして、

面積などをよく考えて、その上で今の実施面積があるわけですが、現在、引き続き門静、それから苦多の実行組合、それから、漁業などとも十数回にわたり協議していますけども、今現在の協議内容は、あくまでも今ある中で、今ある隻数だとか漁家戸数の対象の方の中で、こういった使い方ができるのか、それからホイストだとかウインチだとか、どう設置して、幾ら使うんだということで協議していますので、それによって隻数が少ないから余るんじゃないかと、どうなんだという声もありますけども、今の段階では、門静、苦多地区の漁船数、それから漁家戸数によって、使い方も含めて協議している最中でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 ですから、それが1年間通じて常にびっちり使われるような施設というものであればいいんですけども、やはりあの地域だけでいうと、冬期間なりの利用というものがどうしても少なくなってしまうと思うんですね。

ですから、そういったものに、これは答弁書の8の3の下段のほうにもあるんですけども、地元漁業者の利用を基本としてというふうになっているんですけども、そうじゃなくて、やはりもっと広げる形の中で、この時期のこの利用というものができんだというものを、もっと他の漁業者にPRするというのも必要じゃないのかなと私は思ひます。

それで、(2)の施設の利用についてなんですけども、利用方法なんですけども、地元漁業者と開発局と漁業協同組合と厚岸町と協議ということになっているんですけども、まず、この施設全体の管理というものは、当然国のもので、北海道が管理委託なり受けて、町がその下で管理するような形になると思うんですけども、ただ、実際の利用調整といったものは、例えばほかの地区とかであれば、利用組合とかというものがつくられておりますね。それは実行組合単位なりが大体主体となつてつくられていると思うんですけども、この地区については、もう既に利用組合なりというものはつくられているのでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 利用組合が今現在あるのかというご質問でございますけども、まだつくられておりません。

ただ、その利用組合を今つくる前段で、門静、それから苦多とお話をさせていただいております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 早目に利用組合というものはつくった中で利用の調整、そのためには前段となる条件整備というものがまず、当然ここの漁港を利用するに当たつての条件というものを定めなければならない。そのために今もいろんな機関と町のほうで積極的にやられているということなのでいいんですけども、まずは、その条件というものを決めて、その上でできるだけ早くに利用組合というものをつくつた上で、実際の利用者というものの状況を把握した上で、

それでその上で施設に余裕があるよだとか、また冬期間の利用とかというものが可能な状況というものがでてくるとも思いますので、やはりそこら辺は早目に固めてほしいなというふうに思うのが要望であります。

ウインチ、ホイストとかというものが国によってつくられるというようなことで、その利用申請については、漁業協同組合が一括してやるんだというようなことで、それについてはほかの施設とも差異がないので、それについてはいいかなというふうに私は思います。

ただ、全部が全部、この施設というものが、野積場とか、それらもすべて国が管理するものなのか、それともこの中には町有地となるような施設というものがあるのかどうなのかというのは、まず前段としてちょっとわからないものですから、あれば教えていただきたいと思うんですけれども。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） この漁港用地につきましては、国が管理すると。町有地はございません。

それから、先ほどのご質問で、利用組合を早く固めて、条件整備を整理して遂行するよというお話でございます。今、12月もまた含めて、ホイスト関係の位置だとか、ウインチの位置だとか、それから数の問題だとかで漁業者、漁協とも、それから北電とも協議をしている最中でございます。その上、ご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど議員おっしゃったようなホイストにつきましては、各漁家が自分の施設として整備するという、共同利用するというので今進められております。国が整備するということではございません。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 物揚場はそうなったと。ホイストのほうも、そうすると各漁家が設置するという形になるということ。ただ、その手続関係は漁業協同組合が一括でやるというようなことということ、なるほどね、わかりました。

ただ、当然、そうすると電気とかの使用、引き込みとかといったもので、例えばホイストというのが、それじゃ、逆に言っちゃうと各漁家が設置してしまうと、その漁家のものというふうになって、固定されてしまうというふうになるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。物揚場にあるホイストにしても、船外機が接岸してすぐに昆布を陸揚げして、また、そこにずっとあつたら邪魔ですから、船はどこかに行くわけなので、そうしたときには、また次の船が入ってきて、そのホイストを使うというような形になっちゃうんじゃないかなと。じゃ、一体、だれがどのような申請で、どのような形で電気料をだれがどのように負担するのかというものがちょっと見えてこないというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

それと、あとは水道なんですよ。当初の目的といったものの中に、やはりカキやウニかご養殖というものをやっていくと。あの地域の静穏域を利用してのウニのかご養殖、今まで

も試験を漁業協同組合でもやっていたけども、そういうものを事業化していくんだというようになっていくんですけども、じゃ、そういう作業をするのに真水が必要ないのかということが本当に思うんですよね。今は確かに想定されている門静、苫多の人方だけをいうと、主は昆布漁業ですし、中にはホッキ漁業とかもやっているといった中では、漁網を当然洗ったりとかという、それは海水をくみ上げて洗う場合もありましようけれども、やはり養殖作業をやっていくという上では、真水の確保というのがどうやっても必要じゃないのかなと。ここの施設に真水がないというのであれば、全然こういう養殖的なものを使おうというふうにはならないと思うんですよ。なのに、野積場とか漁具干場とか、そういう荷さばき所とかというような形の中で施設をつくっても、本当にただの空き地としかならないんじゃないのかなというふうには私は思うんですよね。

やはりそういうものも考えたときには、水道というものの整備、これは開発がやらない、やれないのであれば、それは利用者に近い町内の漁業協同組合というものがやるべきでしょうし、当然町はこういう漁港施設ができたときには、外郭施設ができたときには、新たに交付金というものもふえる要素として算定されるわけです。そういうものがあるわけなんですから、積極的な整備、利活用のための整備というものをしてほしいと。

確かに、今現在は門静、苫多の漁業者は、必要性がないというふうになってはいますが、でも、目的は、新たに創出される静穏域を活用してのカキやウニかご漁業というものもやはりこの中にはあるわけなんですから、この目的に合わせた整備と、そのための利用促進というものは町が積極的に図っていただきたいというふうに思うんですけども、この点についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目の利用組合でウインチその他利用するというところで、これはあくまでも共同利用するというところで今進められております。すべての漁家が1戸ずつホイストだとかウインチを置くということで今協議されておられません。あくまでも利用組合等で2軒に1台だとか、3軒に1台だとかということで今協議を進められております。

それとウインチにつきましては、北電とのかけ合いの中でも、あくまでもウインチを置く建物があれば、北電は持ってきましょうということで、うちのほうも漁組のほうも北電と打ち合わせしまして、そこまで個々に、ウインチも今のところは2軒に1個だとか、3軒に1個だとかという設置個数で検討しておりますけども、漁師の方を交えて検討しておりますけども、そういった意味で、そこまで北電が無償で来ていただけると。

それからホイストにつきましては、建物という位置づけでないものですから、あくまでもホイストの置く野積場の敷地まで充電を、北電としてはそこまでは供給しましょうと。それでホイストにつきましては共同利用するというところで、今のところは12台、将来いろんなことも含めて5台ぐらいを想定して、ホイストにつきましては10台ぐらいですか、それも2軒、3軒と共同利用すると。さらに、将来の増設も考えて2台ぐらい考えたいということで、今月中には苫多、門静の方々と協議をしながら、さらに北電とも詰めながら、具体的にこれからまだ進めていくという内容でございます。

それから、水道の設置なんですけども、カキ、ウニかごの作業で水が必要ではないかと。養殖であるから真水が必要なのに、どうして水道が布設されないのかというご質問でございますけども、ただの空き地になるんじゃないかと。この野積場用地につきましては、あくまでもそういった利用条件により、ウニかごだとかカキの養殖だとかもできるという将来見込みで計画をされて、面積を確保したということでございます。それはこれからの具体的な話になっていこうかと思いますが、漁業権の問題だとか、組合との問題も含めまして、今ある門静、苫多の方がすぐウニかごだとかカキ養殖ということではなく、そういった方向も考えられるねという位置づけで施設をつくっております。

先ほども町長のほうから答弁ありましたように、水の使い道はどうするんですかという状況でありますので、今のところ、多く水を使うということが想定できなかったものですから、想定というか、地元から要望がなかったものですから、施設の有効設置という意味からもなかったものですから、その場合は、もしそういった状況で真水を使うという漁業形態になった場合に、漁港環境整備事業だとか、そういったものでこれから促進していきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、今はまだあれだけども、もし将来的にカキ養殖や、またウニ漁業をやるといったときには、即座に厚岸町が漁港環境整備事業なりを起こして、3カ年などでなくても、そこら辺は地元の漁業者が要望したときにはすぐにできるということが確約してもらえるとというふうに考えていいんですね。

わかりました。そうしたら、その次に移りますけれども、防災対策ですね。確かに漁港整備計画、漁港建設事業の中では、津波の防災のための壁というものを、今、壁としかちょっと出てこないんですけど、設置できないというのはわかるんですけども、ただ、やり方だと思うんですね。

例えば、漁具保管という施設用地があると思うんですけども、そういうところにコンクリートの固まった四角い建物を漁具保管庫としてつくって、非常時にはその中にむしろ漁業者が一時避難をすると。津波の第1波、第2波が来たときには、頑丈な建物の中に入ってしまって、むしろそれが引いた後に出るとかというような、そういう活用の方法というのもできるんじゃないのかなというふうには思うんです。

これはあくまでも私の私見でもあるので、そこら辺はまたいいんですけども、ただ、防災広報ですね。あの施設の中に防災広報的な拡声器というものを設置するというような考えというのはないのでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 議員の今のご質問の前に、先ほどの水道のお話なんですけど、確約ということは、ちょっと今この場では申し上げられないと。そういった事態になりましたら、漁港環境整備事業等の補助事業に対しまして検討、要望してまいりたいということでご理解願いたいと思います。

それから、次のご質問でございますけども、防災の問題で、拡声器のことでございますが、今の状況の中では、何らかの形でそういう伝達方法を検討するというところで私どものほうは考えております。拡声器をすぐ設けるとか設けなだとかという判断は、私どものほうではまだ考えておりません。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 補足的な答弁になるかと思いますが、ご答弁させていただきます。

現在、門静の本村には、拡声器、いわゆるラッパと簡単に申し上げますが、が設置されております。あれは海側には向いておりません。いわゆる緊急避難のための、住居等にいます、住んでいる方にお知らせするために、駅側のほうに拡声器がついております。

今、議員のご質問の趣旨は、漁港でお仕事をなさっている方に、緊急のそういうお知らせをするためにそういう設備ができないかということでございますので、いわゆる拡声器を漁港につける、つけない、その辺は今後検討しなきゃなりませんが、何らかの方向で、漁港に聞こえるようにする方法も検討しながら、なるべく廉価で、なおかつ的確というか、確実に聞こえるような方法を検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 あそこの施設、道路延長だけでも約420メートルほど、一番端のほうまでというところなんですよね。本当に即座に聞こえて、走って逃げてといっても、かなりの距離、走って逃げなければならないとかといったときには、やはり確実に伝わる伝達方法というものを何とか考えてほしいなというふうに思うんですよ。

ここら辺は、漁業協同組合のほうにも聞いたんですけども、ちょっとそこら辺は協議の中に入っていなかったということなので、やはりそこら辺は協議して、早急に詰めてもらいたい。何せ、あそこ、門静とかあの地域というのは、ああいう立地の中で、津波がまず直接一番最初に来るような地域というような意識の中で、いろんな津波の防災対策というものもつくり上げているような地域でもありますので、そういう防災意識も高い地域でもありますので、やはり対策というものもきちんと講じていただきたいなというふうに思います。

そして、あと次は、猛暑による影響ということに行きたいと思います。

まず、私、1次産業というふうに聞きました。酪農と水産はあるんですけども、林業と特用林産業というものに対して答弁がなかったんですけども、山、またキノコ産業というものに対しては影響というものがなかったんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） キノコに関しましては、特に影響が出たということはありません。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） お答え申し上げます。

林業については、被害状況についてはなかったというふうに判断をしております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 まず、林業、特用林産業についてはないという答弁なので、それに基づいて、あと酪農と水産のほうに行きますけども、まず水産ですね。

まず、例えば9月の定例会のときには、サンマの不漁というものがあるとき大きくうたわれていまして、その後も金額的には持ち直したんですけども、量的には11月末で64%というような数字にしかなくなってない。アキサケについては、あの当時は、9月の段階で、まだはしりというような段階の中では何ら見えていなかったんですけども、本当に記録的な不漁とも言えるほど、対前年比で58.7%しかとれなかったというような中で、大変に悲惨な状況というものになってしまったという、これが暑さだけのせいなのかといえ、確かにそうじゃないという部分もなきにしもあらずだと思うので、これについては、そう強くも言いませんけれども。

ただ、この中でアキサケについては、ことし道東海域というものが非常に全体的に不漁だというふうに聞いています。といったときに、来年の稚魚放流のための新魚確保というものがしっかりとできて、放流尾数というものがまずしっかり確保できる見込みがあるのかというものを、まずそれは聞きたいなというふうに思います。

また、水産のほうにいくと、今年の夏の暑さの中で一番の影響としては、やはりカキですね。厚岸湖内の奥のほうでは、水温が35度から40度とかというようなときもあったというふうには聞いているんですけども、半分たけたというような状態の中でカキの斃死が多かった。多いところによっては、漁家の中でも90%ぐらいのカキが斃死したとかという、施設の中では言っている漁家もいたんですけども、回答数がさほどないといった中では、全体の把握としてはなかなかできないのかもしれないかもしれませんが、でも、やはり厚岸湖内の水温とかというのは、当然、漁場環境というものを、調査というものもよくやられていると思うんですよ。その情報ですね、上がってきているとか、そういう情報というものはできるだけ早目に漁家のほうに流すとかという中で、早期にもっと深いところに入れ直すとか、また、沖のほうの施設に移すとかというものの対策ができるような体制というものを、やはりカキについてはとる必要があるんじゃないのかなと。

ここら辺につきましても、漁協がカキの斃死調査というものをやるということで、今もことしからやっているということなので、この結果というものにもやはり対策というものがうたわれてくると思いますので、そこら辺は期待したいと思いますし、また、答弁の中では、この助成というものにも厚岸町が積極的に取り組むということで書かれていますので、それについてはぜひお願いしたいなというふうに思います。

酪農対策のほうは、やはり牛というのは暑さに弱い。そういった中で、確かにデントコーンや牧草というものの収量増というのはあったんですけども、ただ、直接お金に来るのは乳量だと思うんです。乳量の減少というものが農家経営というものに大きな影響を及ぼしてし

まうと。これがまた来年も、再来年も高温が続いてしまうといったときには、ボディーブローのように徐々に徐々に産業というものに対しての影響というものが出てくると。今の世界的な異常気象というものを考えたときには、高温対策というものをもっとしっかりととるべきだと。施設整備、例えば冷房対策というものを考えると、施設的には冷房対策を考えると、あと、例えば送風機とかの電源確保対策とか、例えばソーラーパネルに対しての助成をすとかといったものも一つだと思いますし、そういう施設整備的なものも、町ができるといったらば、そういうところに補助金を出すとか、そういったものしかないと思いますので、そこら辺はやはり考えていくべきだし、そのための知見を得るための実験とか、そういうものをまずは積極的にやってもらいたいというふうに思うんですけども、この辺についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目のサケ・マスの状況でございますけども、さけ・ます増養殖事業協会のほうでも、稚魚の確保に全力を挙げているということで今聞いております。実際にどのぐらいの量でカバーできるのかというのは別にしまして、さけ・ます増養殖事業協会でも全力を挙げているという状況でございます。

それから、カキの斃死の関係で、情報を漁家に早急に流して対策をとってほしいというご要望でございますけども、これにつきましても、へい死調査も含めまして、そういった情報を漁組とともに漁家に流すなりということで取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、酪農家の乳量の減少で、高温対策、冷房対策の助成、その他施設整備の助成の考えはないかというご質問でございますけども、それにつきましても、すぐできる、できないというご返事はできませんけども、そういった対策も含めて、農家の方々とも、それからいろんな関係機関とも、その対策について考えていきたいということでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時21分休憩

午後 4 時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第 7 の 5 番、中川議員の一般質問を行います。

5 番、中川議員。

●中川議員 私は、第 4 回定例会に当たりまして、通告しておりました 3 点について質問させていただきます。

一つ目に、漁場環境調査事業についてであります。

漁場環境調査事業の今後の考え方を伺いたい。

このことにつきましては、厚岸町から、漁業協同組合の事業に対しましていろいろとご指導、そしてまたご支援をいただいているところでございます。このことにつきましては、今後とも、今まで同様の補助をしていただきたい、これが私の質問でございます。

それから、2点目ですね。ことしの突発的なカキのへい死があったが、今後、そのようなことがあった場合に、これもいろいろと補助をいただいておりますが、増額していただきたいということでございます。

このことにつきましては、私の前の堀議員とダブリまして、いろいろ質問させていただきました。それで、私はこれはわかりましたので、省略をさせていただきます。

それから二つ目に、外来船誘致促進対策についてであります。これは、私もいつもこれで三、四回質問させていただいていますが、乗組員の厚生に対する宿泊・浴場施設の整備に期待する声があるが、町はどのような考えをお持ちかということでございます。

それから三つ目に、カキ種苗センターについてであります。

カキ種苗センターにつきましては、海水導入管の設置対策は考えられないか。

この3点についてご答弁をいただきます。よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の漁場環境調査事業について、初めに、漁場環境調査事業の今後の考え方を伺いたいについてでございますが、漁場造成環境調査事業については、厚岸沿岸域における漁場環境及び各種資源動向を把握し、それをもとに計画的かつ適正な漁場利用や資源管理を図ることを目的に、厚岸漁業協同組合が事業主体となり、厚岸町の補助を受け、釧路地区水産技術普及指導所、釧路水産試験場の協力を得て実施しております。

事業内容は、各種の資源調査と環境調査の二本立てとなっており、資源調査については、ホッキ、ホタテ、湾内ツブ、湖内ツブ、アサリ、シマエビの資源調査とウニ放流追跡調査、合わせて7種類の調査を行っております。

環境調査については、水質調査として水温など9項目を厚岸湖内の3地点と湾内の4地点で実施しており、底質調査では、COD（化学的酸素要求量）などの3項目を厚岸湖内の5地点と厚岸湾の2地点で実施しております。

これら漁場の環境調査は、漁場環境の長期変動を把握するため、漁場の各種基礎データとして蓄積していく必要があり、得られたデータを漁業者に周知還元していくことで、漁業者みずから自分たちの漁場環境に関心を持ち、漁場の維持管理を推進する基礎となるものと考えております。

厚岸漁業協同組合からも引き続き強い継続の要望を受けており、当町としましても、助成を継続していきたいと考えているところであります。

次に、2点目の外来船誘致促進対策について、乗組員の厚生に対する宿泊・浴場施設整備を期待する声があるが、町は今後どのように考えているかについてでございますが、現在、外来船誘致の対策として、湖北地区市場横に漁港環境整備事業にて平成4年度に建設しました

厚岸漁港休憩施設があります。構造は、補強セラミックブロック造2階建て、延べ床面積176.55平方メートルであり、さらに平成13年度には、一部ボイラーの増設などの改修をし、外来船の乗組員の方々に休憩、シャワー、洗濯場のご利用をいただいております。

一方、湖南地区にもこのような休憩・浴場施設の要望が以前からあったわけですが、厚岸漁業協同組合とも湖北地区の現在の利用実態などを検証した結果、サンマ船の場合は、厚岸漁港に水揚げする時間帯が午前7時前後であり、再び出漁するお昼ごろまでの間、市場前に停泊し、この休憩施設でシャワー及び洗濯、休憩の利用をいただいております。

次に、イカ船であります。水揚げする時間が午後7時ごろであり、水揚げした後、サンマ船との兼ね合いから、若竹第1、第2埠頭へ移動します。その後、再び出港する翌日午前5時ごろまで湖南にて休憩するため、乗組員の多くは、湖北にある市場前の休憩施設や銭湯を利用しているのが実態であります。

そこで、水産業対策協議会では、浴場利用の利便性を考慮し、湖南地区にある鈴木旅館の理解と協力により、既に水産業対策協議会で発行し、好評を得ている浴場利用券をことしから鈴木旅館でも利用できるようにし、外来漁船員が無料で利用できる浴場を町内2カ所にふやしたところであります。

市場横の休憩施設は、今申し上げたように有効に使われておりますが、この施設も建設から18年が経過し、設備等の老朽化も進んでいることから、利用者の希望である浴場の使用ができる施設に改造したり、内外部の改修をし、より利用しやすい施設の整備を、現在、漁業協同組合とも検討しております。

湖南地区にも同様の休憩施設の要望がありますが、まず、今ある施設を改修し、利用者へ提供することが先決であると考えております。その上で、湖南地区施設の必要性について、管理対応なども含め、漁協等関係機関と協議しながら、さらに十分な検討が必要と考えますので、ご理解を願います。

次に、3点目のカキ種苗センターについて、海水導入管の設置対策は考えられないかについてであります。このカキ種苗センターは、平成11年度に整備し、建設から11年経過しており、厚岸生まれの厚岸育ちのシングルシードカキの種苗生産や餌料藻類生産、そして、調査研究と事業を実施しております。

現在の海水導入につきましては、若竹第2埠頭の若竹側岸壁から湾月側護岸の160メートルにわたって埋設横断している直径1メートルの横断管の取水用のマンホールから、取水ポンプにより導入しております。

しかし、年々、取水用のマンホール内に泥が堆積したり、ごみ袋やロープなどの混入がふえ、そのため取水口から取水ますまでの潜水調査や潜水夫による清掃作業を実施しております。カキ種苗の安定的な生産のためには、良質な海水を確保することが必要であり、そのため、不安定な海水が流入する若竹側護岸からの流入を防ぐため、現在、カキ種苗センター取水設備改修の工事を行っております。若竹第2埠頭沖の波除堤の先からの清澄海水域からの取水や不純物の混入防止方法なども含め、町としても検討しておりますが、費用も多額になることから、今回の取水設備改修工事の効果などを検証してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今、町長から1回目の私の質問で答弁をいただきました。今、演台のところで言いましたように、漁場環境調査事業の突発な海水温の上昇によってへい死したカキがありましたが、これらにつきましては、先ほど言いましたように堀議員の質問で町長から、私も質問しておりますので、これは省略をさせていただきますが、町長も今私の質問で答弁されておりますように、こういうことが今後あっては困りますが、もしこのようなことがありましたら、考え方、増額の補助をお願いしたいなど、これが私の質問でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、二つ目の外来船の誘致促進ですが、これは、町長も政治力を発揮されまして、去年の10月でしたでしょうか、若竹の1埠頭に静穏度計画、マリナビジョンの一つであります、これが完成を見たわけでありましたが、その際に町長が開所式で、このような立派な静穏度ができまして、大いに一つ外来船に入っていて、組合はもちろん、厚岸町の商店に影響を与えていただければ幸いだというようなあいさつをされております。そしてまた、先ほど午前中でしたか、一般質問の答弁で、ことしの組合の市場の水揚げ高をそれぞれ細かく町長から答弁をされておりましたが、市場の計画ですと、本年度45億円の計画でございましたが、11月の末で、おかげさまで46億円を突破しております。ですから、48億円ぐらい水揚げができるんでないかなと我々期待をしているわけでありましたが、そこで、きのう、総代会で、要は町長、あるいは副町長、そしてまた産業振興課長等々が出席していただくところでございますが、きのうは総代協議会という会議がございました。それにつきましては、今年の、要するに計画に当たっての反省会、そしてまた23年度の計画につきまして総代会の総代の承認を得たわけでありましたが、その際に、ある総代から、大体今年の水揚げ幾らなんだ、専務なり組合長から答弁をしておりましたが、今私が申し上げましたように計画がこうですけれども、本当に喜ばしいことで、それも突破ができたという答弁をされておりましたが、そこで、外来船の占める水揚げの金額は幾らなんだという話から、おかげさまで、この水揚げの3分の1が外来船の水揚げをしてくれたおかげですと、こういう引き続きの答弁があったわけでありましたが、その際に今私が質問した、きのうの話ですから、質問しようとしていることが総代から強く要望されたわけですね。これだけ外来船が46億円の3分の1ぐらいの水揚げをしているわけだから、やっぱり今まで長い間ほかの組合員からふろの要望があるのに、どうしてそれをやらないんだと。町と協力して、これらに向けて実現するように力強く運動すべきだというような話もありました。

また、私の話が前後になりますけれども、厚岸町には、厚岸町水産対策協議会というものがございまして、組合はもちろんですけども、その会長を町長がしていただきまして、大いに外来船の誘致にも頑張っていておられますので、こういう水揚げが上がっているのかなということで、感謝もしているわけでございますが、ですから、きのうの総代協議会で総代から質問ありましたように、ふろですね。今、町長からも答弁いただきましたし、私も3回ぐらい予算等でも質問しているわけですけども、シャワーだけだということで終わっておりますし、それから、私が、前課長の時代から、席へ行きましていろいろ質問しておりました。そしてちょうど政権が自民党時代に、町からふろの関係を要望していたんですけども、政権がかわられてそれがおじゃんになったと。それでも町長いわく、どうしても必要で

あれば、組合の担当者と、それから担当課でいろいろ協議しなさい、それによっては、また考えましょうという話もあったそうですけども、だから、私も組合の担当者といろいろ話を聞いておりましたが、それから依然としていい結果があらわれませんでしたし、組合の専務から、場合によっては、町ばかり予算を持たせたり、それから外来船が来たら影響あるのは組合が大きいわけですから、施設管理運営はもちろん組合でやるし、それからつくるときも応分、町のほうから言われればやりますし、ひとつ力強く頑張ってもらいたいということがありまして質問をさせていただいたわけでありまして。

それから、海水導入管の関係なんですけど、古い話からちょっとさせていただきますけど、あそこに、第2埠頭の先端にカキ種苗センターがつくられたわけですけども、我々、私、若竹町の住民ですし、漁民ですので、あそこに埠頭をつくるということは、漁民からも、私も当時の議会でも反対していましたが、相当反対したわけですよ。

というのは、今ここに皆さんの手元に、議案第88号、89号説明資料というのがここにありますけども、これを実際見てもらったらわかるんですけど、ここに埠頭をつくれば、湾月町から入ってきた潮が厚岸湖のほうに入っていくわけですよ。それで、ここにも図面がありますが、その海水が死んじゃうわけですよ。死んじゃうと言ったらあれですけども、沖のほうに行きますと、門静側に行きますと潮が流れていますからあれですけど、この中に入っちゃいますとなかなか潮が動かないということで反対したんですけど、どうしてもということで、この埠頭が完成されました。

それで、先ほど町長の答弁ありましたように、我々漁民の要望で、ここに潮が行くように、私幾らぐらいの管だったかなと思って今思い出していましたら、町長から1メートルだと。1メートルの管が2本入っているはずなんですよ、私も思い出してみますとね。そして、このカキ種苗センターがどこから水を引っ張っているのかな、ボーリングした結果の話も聞かないし、どこからだろうなと思っていたんですけども、そうしたら、私思い出したというか、そして私たちの所管にカキ種苗センターが入っていますので、我々で視察していますし、そこでもいろいろ海水導入管で議論しておりますが、だから、課長も詳しくわかっていると思うんですけど、現場の職員も非常に苦労しているようですし、今町長から言われたように、南側のほうをあけて、北側、要するに1埠頭側を閉めます、そして新しい水を通すんですけど、こう言っていますけどもね。だから、そうなってくると、我々の最初のときのやつが違ってくるんですよ。水の流れ、こっちの1埠頭のほうに来ませんよね。だから、それもちょうど困るし、これもまた古い話しますと、ずっとおかに、個人の名前言えませんが、今から30年ぐらい前にウニも採苗しようとしてかかった業者がいるんですね。そして、これも当時の、私は名前も知っていますが、北大実験所の先生の指導を仰ぎながらやったんですよ。ところが、みんな全滅したんです。そして、私らも博士でも何でもないので、恐らくこの水が悪いんでないか、泥気の水だから、水が原因でないかと言って、今から、そうですね、私が議員になる前の話ですけども、そうかかっていました。

だから、要望として、今ウニセンターが筑紫恋に、それと今、社団法人の研究所がありますよね。そこが非常に水がよくて、だから、あそこにカキセンターをつくったらいかがですか。そうしたら、計画したらもう全然変更できないんですね。前にも、給食センターの件でいろいろ議員からも質問ありましたけども、計画したら、もう全然、とうとう変更できないで、ここにセンターをつくったんですよ。

だから、私、この水でないかと思っているんですよ。だから、町長の1回目の答弁で、その1メートルの管の南側、バラサン側を通して、北側のほうを閉めます。そうしたら、全然水の流通がないんですよ。

そして、これもきのうの総代協議会で言われていましたけども、恐らく管もヘドロで埋まっているんでないかという話なんですよね。それで船をつけようとしても、あそこにサンマ船とか今もう切り上げていますから、余り船つきませんけども、船ついても、何かごつごつごつごつ当たるようにして、危ないからしゅんせつか何かしなさいと、きのうもその話で出ていましたけど、そんな状態なんです。

だから、南側の導入管、しようとしているところも、ヘドロや何かで埋まっているんでないかなというのは、これ私、潜水夫入れて見なきゃわかりませんがね。それよりも、私は、所管事項で言っていますけど、それは金がかかるでしょう。だから、私、これも、カキ種苗センターって、町長は当時の道議の大先生で頑張ってくれていましたけども、だから、要するに水ですし、本来、町がやっても3年か4年で、今度組合がやるんです、運営しますという話ありましたよね。それがまたずらずらずらと、私が組合の立場で言うのはおかしいんですけど、町がやってくれていますよね。だから、これも私が今その立場にいますから、来年の3月、この首がどうなるかわかりませんがね、一生懸命頑張りますから、だから、この辺も幾らかかって、どうするのか。その計画に、おまえら8割、9割も、ほとんど漁師のためのセンターなんだから、使ったらどうなんだ、金出せやと言われるから、私、言われてもいいと思うんです。そして、水がきれいな海水を使われて、そして我々の組合員のカキの採苗に頑張っていたきたいなど。私は何も町ばかりね、だってこのカキ種苗センター使うのは漁民ですから、町なんか使っていないでしょう。一生懸命経費かけて、使うのは組合員ですから。だから、そのぐらいの考え方を持って、羅臼のそれこそ何百メートル沖から海水を引っ張ってやっているような、そんな何億もは使えないでしょうけども、あそこにある波除堤を破って、簡単に言いますが、そして水の流れのいい海水を使われたらどうなのかな。

もし、これを、海水導入管を新しくつくるという場合にも、組合考えますね、私、念を押して質問もしておりますし、その辺ちょっと考えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） まず、議員おっしゃる1点目でございますけども、外来船の促進のために湖南地区にもそういう休憩施設ができないかということで、今までも何度となくそういったご質問、ご要望がございますけども、町長のほうから第1回目ご答弁申し上げたように、私ども、昨年从那の件につきましては漁協とともに、サンマ船、イカ船の利用状況を確認させていただきました。議員のほうにもそういう状況は納得していただけたと思うんですが、あくまでも総売上の水揚げ高の3分の1ぐらい外来船の実績があると。去年のデータですけども、サンマについても外来船の水揚げ高につきましては25%ぐらいのシェアがあるということで、漁協とともに厚岸町としましても、産業振興の面では外来船に期待と感謝を申し上げるところでございます。

浴場の設置でございますけども、今ある市場横が全く利用価値がないじゃなくて、すごく利用をさせていただいているというのが状況でございます。湖南地区のほうにも同じような施設があったり、いろんなところにそういう施設があれば、それは確かにすごくいいことなんですけども、その前に町としましては、今ある施設を、建設から相当年度たってきましたので、浴場として利用できる状況に改造、改修をして、まだよりよく有効な利用をまず促進した上で、引き続き漁組なり、関係機関なりと協議して、利用状況なり管理方法も含めて煮詰めていかなければ、確かにあったほうが望ましい、あったほうが便利だと、それは私どもも理解しておりますけども、いろんな経費の問題も含めまして、漁組との負担割合も含めまして、考えなきゃならないんですけども、今の時点では、今の市場横を、さらなる浴場の整備をまずした上で、その次に検討していきたいということで今考えております。

それから、2点目のカキ種苗センターの取水の件でございますけども、議員がおっしゃっている第2埠頭の埠頭自体の建設時の横断管、1メートルある横断管ですけども、その建設の開発に聞いたところ、潮通しのための、海水交換のための横断管ではなくて、今ある管がですね、今、波除堤がございます埠頭の海側のほうですね、波除堤と今の埠頭の間があいているということで、その間がいわゆる潮通しの役割を果たしているという状況ということで国のほうは建設しましたということであります。

今の海水の導入につきましても、町長のほうからご答弁申し上げておりますとおり、町としましては、やはりいい状況の海水を導入して、いい餌料なり、生産なりを考えていくという前提はございますけども、あくまでも莫大な経費が、波除堤の沖までその取水管を導入するということは、一応想定で概算額もはじいております、私どものほうでは。はじいております、今までも。莫大な金がかかるということもあまして、あくまでも少しづついい状況をつくり出していけないかということで、今回、議員もご存じのとおり、海水導入管、いわゆる若竹側から湾月側に通している導入管ですけども、どうしても若竹側のほうからのごみだとかいろんなものが、そちら側からどうしても入ってくるということで、今回、少ないお金の中でよりよく、少しでも段階的に状況としていい海水を導入するという目的で、若竹側のほうの取水導入の部分の一回遮断した状態でいい状況をつくり出していこうというのが今回の目的でやらせていただいております。その結果も踏まえながら、今後さらに検討していきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今ね、私、2埠頭の海水導入管について、今までの歴史というか、建設中の話もしながら今質問したんですけど、そうしたら、課長の言われるのが、私が先ほど言った、厚岸湖に流れるために、あそこでああいうものができてしまったら、潮がとまっちゃいますよね、こういうあれですから。したから、導入管、ここですね、この潮を通すのに入れてくださいと言って、そして課長が答弁したのは、波除堤ありますよ、波除堤はずっと後からできたものですよ。ということになったら、波除堤が間があいているから、そこ、そうでないよと言いますけども、当時、これなかったんですから、この波除堤が。だから、ここから潮通

したんですよ。だから、それはそうでないよと土現が言ったというのは、ちょっと私あれだな。当時、うそ言ったのかな、したら。そうでないでしょう。この波除堤なんか後からできたものですよ、これ。調べてみなきゃならないか、今わかりませんが、何年もの後にもできたものですよ。これつくってすぐつくったものでないでしょう。すぐつくったんならわかるんですよ。この間が潮通しですよ。違うんですよ。そして、ここに漁民の、我々反対した者の意見をとるのに、ここにマンホール、南側と北側、北側からでも南側に流れていくように入れたものですよ。そうしたら今、この太さは町長が言われたように1メートルだと言うから、そうだったかなと思って今思い出しているんですけど。

だから、そうなってくると、私がさっき言ったように、水汚いんですよ。それを生き物の、これからカキのシングルシードに利用して、だから職員も大変苦勞しているんでないかと思うんですよ。そして、予算どのぐらいかかるか、考えを持っています、莫大な金かかりますからと言うんですけど、莫大な金なら、大きなこと言って組合も考えますと言ったって、ここで私の一存で、それは半分出すからやりなさいと言えませんがね、それを聞かせてもらって、今後、これから何十年も厚岸のカキあるうちにあそこ使わせてもらわなきゃならないんですよ。

したからね、これは今課長の答弁では、これから組合と協議しながらやります、今南側のほうから水くんで、そして北側のほうをふさいで、何とかいい方法で使いますと、こう言っていますけど、組合にも、私は一役員ですけど、そして組合が9割も、100%使っているようなものでしょう、カキのあれに。そして、組合だって町におんぶにだっこのようなものでしょう。3年か4年でうちでやりますといったのが、ずっと町がやっているわけでしょう。そういう事情もあるわけだから、それは羅臼のような深層水みたく何億もかかるんなら、これはちょっと別かもしれないけど、これは今答弁できなくても、ひとつ協議していただきたいし、内部でもそれを教えてもらえれば、私も専務やら組合長とこういう考えも私が議会で行いましたしということやらせていただきますけどね、そうやってずっとこれから組合に、組合がやるというなら、これまた別ですけど、恐らく組合がやる、運営するというか、まだ持っていないようですから、町におんぶにだっこでしょう。だから私は、ある程度、導入管の分をどのぐらい出さないといいんでないかなと思うんですけど、こっちがお世話になっているわけですから、こっちって組合ですよ、漁組のほうだね。今、課長は積算してどのぐらいかかりますよ、膨大な金だということから、聞いてみてびっくりするかもしれませんけど。

その南側のほうを使って、北側を閉めて、そしていい水を使えればいいんですけど、もうそろそろ何カ年計画で組まれてもいいんでないかなと思うんですけど、再度ひとつお願いしたいんですけど。

それから、私も何回も質問するといって質問していますが、外来船の職員のふろね。私、今、課長の答弁ですと、北側の今市場の事務所のほうにありますよね。それを改善してくれて、我々が要望するシャワーと浴場もできるのであれば、何も南側要りませんよ。つくらなくてもいいですよ。それちゃんとはっきりここで、いついつやるんだと言えば、そうでしょう、あっちもこっちも要らないわけですから。

したから、北側の今あるところを浴場として保健所の許可が取れるようなふろであれば、南側は要りません。だから、こっちがあやふやで、シャワーだけですから、せっかくの静穏

度のあるところに外来船がたまるわけですから、あそこにあずまや、それからことしの春でしたっけ、トイレ直したんですね、補正で。あそのわきにつくってほしいな、そういう要望でしたけども、こっちの北側がきちっと、我々長年要望していましたふろもちゃんと入れるようにしてくれたら、私は南側は要りません。そこをはっきりしてください、まず。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 最初の1点目のご質問で、海水の導入のことですけれども、いろいろとそういう種苗に支障が出る、出ないということで、潜水夫を入れたりして通水管の調査などもさせていただきましたけれども、先ほど議員おっしゃったようにヘドロがあるんじゃないかということでございましたけれども、管の中は至ってヘドロはないということが確認できています。それから、段差だとか、管が途中で折れているだとか、そういったこともないということも、そういった調査なりも含めましてないという確認を得られていますので、その辺はご安心いただきたいと思います。

超概算で、それは実際に細かい設計をしているわけでもないことでありますけれども、5,000万円以上はかかるんでないかということで超概算額では出しております。

それから2点目の、そういうことで再度検証、今回の若竹側の導入の部分をふさいだ中で、そういった中で検証を、今後も実際の取水の状況を検証しながらやっていきたいということで考えております。

それから、2点目の休憩施設でございますけれども、実は私どもも漁組なりと協議をしています。議員ご存じのとおり協議させていただいておりますけれども、シャワーだけの利用で大変外来船の漁船員もお風呂に入りたいというご要望があるということで、私どもとしましても、今ある市場横の施設を浴場が利用できるという内容で、私ども職員も含めて、保健所にも改造のプランだとか、そういったものを持って行って、実際に今検討しております。そういう方向で私どもも考えていますので、町長が第1回目でご答弁申し上げたように、まず市場横を浴場なりの施設に改造して、その上でという意味でご答弁させていただきました。

ですから、議員おっしゃるように、市場横が浴場で利用できるようになれば、湖南は要らないよというご意見いただきましたので、そういった内容も含めまして、とりあえずは私ども1回目の答弁で申し上げているように、市場横をまず浴場が利用できる施設に改造を計画していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 5番、中川議員。

●中川議員 今、課長のほうから、まだ細かい見積もりなんかとっていないけれども、大まかなあれでは5,000万円ぐらいかかるだろうというような話ですけれども、5,000万円といたら組合が半分出しても2,500万円ですわね。さっき私が言うように、9割も10割も組合がおんぶにだっこですので、これから私たちもそういう計画で2年か3年分積むか何かするんですけどね、したいなと思っています。今ここで私言えませんが、それ以上は。そうすると、町

も、2,500万円組合は用意できました、来年になるか再来年になるかわかりませんが、その間はやっぱり南側からきれいな水を引っ張ってもらって、そして、どうにかこうにか使うと。そして、組合の分2,500万円を3年なら3年で用意できました、そうしたら町もそれで、その3年なら3年計画なりで2,500万円支出していただけるのかな。これはよくわかりませんが。

したから、長期の計画でその予算を持っていただきたいなど。だから、やりましょうと。やりましょうと言ったら生意気なことですけど、組合が、何回も同じこと言うんですけど、組合がほとんど100%使っているわけですから、私も議会が終わったら、専務ともこういう答弁いただきました、それに向かって計画を立てましょうというふうにして私言いますから、それに対して町も2年なり3年なり計画で、それに向かってやっていただけますか。

それから、ふろの関係はわかりました。こちら市場の今のシャワーだけのところが、要するにふろも入れる施設にしていただければ、南側は要りませんので。そんな南も北もなんて、そんなぜいたく言っていただけませんか。何ぼ3分の1水揚げつくれるからといったって、やっぱり町長も1回目の答弁で言ってくれているように、時間帯で行ったり来たりすればいいんですから、こっちさえはっきりしたものつくっていただければ、南側はよろしいですから、それに向かってひとつよろしくお願いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） カキ種苗センターの取水設備でございますけども、超概算で5,000万円以上と申し上げました。組合が半分出すから町はそういう計画に乗って町も出す考えがないかということでございますけども、先ほどから申し上げておりますとおり、今300万円ほどかけて、そういった取水の改修、いい海水をとるための改造工事を今やっている最中でございますので、それを検証させてください。その上でそういったお話をその後に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「そのふろ。最後。ふろ、私と約束できますか。やっていただけますね。いいんですね」の声あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

5番、中川議員。

●中川議員 今、約束できますかと言ったことを訂正して、努力していただけますか。それ、町長からも答弁いただければありがたいと思うんですけど。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほど来から、私を含めて担当課長からも答弁をいたしておりますが、外来船誘致は厚岸の水産業にとっても、また、関連する産業にとっても、重要な漁業政策であります。そういう意味では、水産業対策協議会としても、外来船誘致を重点課題として取り組んでおるところでございます。

そういうことで、先ほど、総代会で本年の水揚げ高の問題についてのいろいろなご意見があったと。特に外来船の問題についても意見があったと。しかも、3分の1の水揚げがあるんだという極めて外来船の重要性というものを改めて私も認識をいたしたところであります。それに伴うところのふるを含めた休憩施設等、これも重要な施設であります。

そういうことで、先ほど来から担当課長から答弁をいたしておりますが、改修を含めて漁組等ともよく相談をし、特に、保健所の許可が必要であります。その点も十分に踏まえながら改修に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で、5番、中川議員の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。
ご苦労さまでした。

午後4時48分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年12月15日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

